

官報

昭和四十七年三月十五日

○第六十八回 参議院會議録第七号

昭和四十七年三月十五日(水曜日)
午前十時八分開議

○議事日程 第七号

昭和四十七年三月十五日
午前十時開議

- 第一 国家公務員等の任命に関する件
- 第二 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第三 国務大臣の報告に関する件(昭和四十七年度地方財政計画について)
- 第四 地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(趣旨説明)
- 第五 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
 - 一、特別委員会の目的及び名称変更の件
 - 一、議員派遣の件
 - 一、首都圏整備審議会委員の選挙
- 以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。この際、おはかりいたします。

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

浅井亨君から病氣のため十七日間、山田徹一君から病氣のため二十二日間、黒柳明君から海外旅行のため十一日間、栗林卓司君、藤井恒男君からいずれも海外旅行のため来たる二十九日から十日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) おはかりいたします。

さきに設置いたしました公害対策特別委員会につきましても、この際、その目的を公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するためとし、その名称を公害対策及び環境保全特別委員会と改めたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(河野謙三君) この際、おはかりいたします。来たる四月三日から九日まで、カメルーンのヤウンデにおいて開催される列国議会同盟本年度春季會議に、本院から、河口陽一君、菅野儀作君、佐野芳雄君を派遣したいと存じますが、御異議

議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(河野謙三君) この際、欠員中の首都圏整備審議会委員一名の選挙を行います。

○藤田正明君 この際、選挙を省略いたしましたし、議長に一任をいたしたいと存じます。

○山崎昇君 私は、ただいまの藤田君の動議に賛成をいたします。

○議長(河野謙三君) 藤田君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、首都圏整備審議会委員に安井謙君を指名いたします。

○議長(河野謙三君) 日程第一 国家公務員等の任命に関する件

内閣から、人事官に佐藤達夫君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

三案について、提出者の趣旨説明を求めます。

水田大蔵大臣。

「国務大臣水田三喜男君登壇、拍手」

○国務大臣(水田三喜男君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、昨年十二月税制調査会から提出された昭和四十七年度の税制改正に関する答申に基づき検討を重ねた結果、昭和四十七年度の税制改正におきましては、最近における国民負担の状況にかんがみまして、さきの年内減税における所得税の一般減税に加え、老人扶養控除の創設、寡婦控除の適用範囲の拡大、配偶者及び心身障害者に対する相続税の軽減などを行ない、法人税の附加税率の適用期限を延長するほか、当面の経済社会情勢の推移に即応するより、住宅対策、公害対策、中小企業対策等のための諸施策の拡充をはかり、輸出振興税制を大幅に整理縮減し、また、空港施設等の整備充実に資するため航空機燃料税を創設することといたしております。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

所得税の負担軽減につきましては、さきの臨時国会におきまして千六百五十億円の年内減税を実施したところでありますが、これは昭和四十七年度においては二千五百三十億円の減税となります。今回は、これに引き続き、老人、寡婦対策に資するため、年齢七十歳以上の老人扶養親族について十六万円の老人扶養控除を設け、また、扶養親族のない未亡人についても、年間の所得が百五十万以下であれば寡婦控除の適用を認めるほか、工業所有権の使用料を源泉徴収の対象に含める等の所要の改正を行なうことといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

法人税法の一部を改正する法律案におきましては、中小法人の税負担の軽減とその内部留保の充

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げることとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案におきましては、財政の健全性を保ちつつ、国民福祉の向上と国際経済との調和をはかることに配慮し、各般にわたり所要の措置を講ずることとしたしております。

以下、その大要を申し上げます。

まず、当面の経済財政事情及びわが国の法人税負担の実情等にかんがみ、法人税の付加税率の適用期限を二年間延長することとしたしております。

第二に、国民生活の充実はかかるため、最近における住宅対策の緊要性にかんがみ、新規の持ち家取得について住宅取得控除制度を創設することとしたしております。

第三に、中小企業の体質強化には特に配慮し、従来の青色事業主特別経費準備金制度にかえて、一律十萬円の青色申告控除制度を創設し、また、中小企業合理化機械の特別償却制度にかえて、広く中小企業者の取得する機械及び装置について特別償却を認める制度を創設することとしたしております。

第四に、最近の国際経済情勢にかんがみ、いわゆる輸出振興税制については、その期限の到来を待たずに大幅な整理、合理化を行なうこととしたし、輸出割増し償却制度の廃止及び技術等海外取引所得の特別控除の対象範囲の縮小を行なっております。

第五に、先般の通貨調整措置に伴って巨額の為替損失をこうむることとなる法人に対し、為替損失相当額を税務計算上早期に繰り上げて損金に算入することを認める措置を講じております。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨)

第六に、環境保全の見地から、公害防止対策について従来から特に意を用いてきておりますが、今回、現行の公害防止施設特別償却制度に加え、さらに公害防止準備金制度を創設いたしております。

以上のほか、期限の到来する特別措置につきましましては、それぞれ実情に応じ一部の改正を行ない、あるいは適用期限を延長する等、所要の措置を講ずることとしたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます(拍手)

○議長(河野三三三) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。戸田菊雄君。

【戸田菊雄君登壇、拍手】

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました所得、法人、租税特別措置の三法案の一部を改正する法律案に對し、佐藤総理並びに関係大臣に質問を行なうものであります。

初めに、基本的問題について若干の質問をいたしたいと存じます。

私は、今日ほど国民から税金に對し多くの不満が出されているときはないと存じます。ことに税の不公平に對する国民の感情は、うづぶんやる方なしというのが率直なところでありましょう。私は、税負担の実質的公平とは、一つは、累進課税の原則を貫くこと、一つは、不勞所得重課、勤勞所得輕課を貫くこと、一つは、最低生活費には課税しないという最低生活費免稅の原則を貫くことによつて、税負担の実質的公平が達成できるものと信じます。現状は、これらのことが、憲法第九條同様大きく空洞化されつつあることは、為政者として反省すべきであると考えます。

また、六〇年代の日本経済は、いわゆる民間設備投資型の高度経済成長を遂げましたが、これを

ささえるために、資本蓄積と企業体質強化のための税制が日本経済の内部にしっかりと組み込まれ、結果は公害と環境破壊、社会資本の立ちおくれ、社会資本の貧弱さという了らぬ租税構造そのものが生み出したものであります。総理は、施政方針演説で、発想の転換を強調されましたが、税制に對し、総理の言う発想の転換とは具体的にどのようなものなのか、その構想をお示しいただきたいと存じます。

四十七年度予算は、財政主導型、福祉優先のかけ声で編成されたはずであります。内容は全く景氣対策に終始し、既成路線の踏襲にすぎません。歳入構造、すなわち税制改革も同様で、何らの改革も見られません。そればかりか、四十六年度補正予算における一千六百五十億円の減税も、その半分は中高所得層にのみ恩恵を与える税率の調整に充てられ、低所得者層の減税は削られてしまつております。四十七年度はついに所得減税は見送られてしまつたわけでありまして、所得税と住民税との諸控除の格差は拡大し、低所得者層の税負担が重くなる逆進的な傾向を強くしているのではありません。

最も憲法といわれる租税特別措置は、輸出振興税制の一部廃止と銀行の貸し倒れ引き当て金の繰り入れ率の是正等の縮減は行ないましたが、新たに通貨調整に伴う措置等を設け、逆に租税特別措置の温存拡大にやつきとなつているのであります。まさに、政府、財界が一体となつて進めようとしてゐる長期税制の戦略は、一貫して資本の論理である大資本・大企業優遇、勤勞大衆重課の税制と言わざるを得ません。政府は、今後の長期税制の具体的構想を持ち合わせていると思ひますが、その内容を総理から明確にしたいと思ひたいと思ひます。

以下、具体的に質問をいたしてまいりたいと存じます。

第一は、四十六年度補正減税の不合理性についてであります。政府は、四十七年度所得税の一般

減税は行なわれないが、昨年の臨時国会で年内減税を行ない、その効果は四十七年度二千五百三十億四程度になると説明してありますが、昨年の追加減税の不合理な点は、すでに衆参両院の審議段階を通じて明らかにしたところであります。すなわち、当時納税人員総数は二千六百四十四万六千人、うち二百萬以下が二千二百五十七万九千人、総数の九六%を占め、二百萬をこえる中高所得者はわずかの四%であります。ところが、減税総額一千六百五十億円のうち、中高所得者二百萬をこえる者一四%に對し、減税所要額は実に七〇%も使われているのであります。中身を見ますと、夫婦子供二人の四人の給与所得者の場合、減税額は年収百五十萬円で五千四百、三百萬円で二萬八千二百五十八圓のに對し、年収一千萬円では二萬八千四百をこす税額になるのではありません。輕減率は年収五、六百萬円台クラスが高く、減税の主眼でありまして景氣対策とは逆の上厚下薄の税制改正となつているのであります。

このことは不況克服のための民間需要の喚起とは相反するものであり、同じ間違ひを二度繰り返していることになるではないかと思ひます。大蔵大臣の御見解を承りたいと思ひます。

第二は、税制調査会答申案の内容についてであります。最近の税調の姿は、ともすると政府並びに大蔵当局の下請化し、合理性の隠れみの的存在にすぎず、かつ、国権の最高機關であります国会の審議権すら拘束し兼ねない事態を憂慮するものであります。関係各位の善処を要する次第であります。

税制調査会は、所得税について、年度中の推移を見てできるだけ早い機会に負担の輕減を行なうべきである、というのが税制調査会の答申でありまして、再び年度内減税を期待するようであるが、考え方がおかしいと言わざるを得ません。不況克服のため民間消費を振興するという必要は、円の予想外の大増切り上げがきまつた本予算編成局面ではますます大きくなつており、五千七百三

十二億円の大部分が所得税の自然増収である場合、これを当該納税者に還元することをやらなければ、所得税負担を事実前年度並みにとどめるのに必要な物価調整減税すらやらないということになり、実質的には増税ではないかと思うのでありますが、大蔵大臣の御見解を承りたいと思ひます。

第三は、租税特別措置法の改正についてであります。現在の税制の中で過去何回となく税負担の不公平の元凶と指摘をされ、その改善を強く叫ばれ続けてきているのでありますが、いまだに何らの改善が行なわれていないのが本法であります。租税特別措置は、御存じのように、租税理論そのものによつてのもの、法人擬制説、近代会計理論の導入によるもの、未来費用の引き当て・利潤の費用化、経済政策的目的によるもの三つから構成されていることは言うまでもありませんが、その実態は、徹底して大資本、大企業への優遇措置なのであります。典型的なものは利子所得、配当所得の分離課税でありまして、税調の長期客申が言うように、その本質は、資本蓄積のために、租税政策——租税法という手段によつて隠れた国庫補助資金あるいは無利子の国庫融資を独占資本を中心とする措置なのであります。ばく大な国庫金が企業の自由になされ、財政支出に国民が何らの干渉すらできないのが現状の姿なのであります。

私はこの機会に一つの提案をいたします。現行法の抜本的改廃、合理化の実施まで国庫補助金として扱い、その使道と金額の妥当性について国会での審議を経るよう措置してはいかかと思ひますが、大蔵大臣の御見解を承ります。

政府は口を開けば財源難と言われますが、歳入・歳出面の効率化、公平化にどれだけ努力したてでありましょうか。歳入の体質改善は、四十三年の財政硬直化キャンペーン以後も特に成果があがっていないとは思われません。歳入面でも、前述した不合理な租税特別措置の既得権化や、各種所得の

負担の不公平など、多くの懸案が残されたままです。

今回の改正で、特に所得税減税ゼロとの対照において目立ちますのは、個別産業向けの特別減税の乱設であります。その代表的なものは、造船業、プラント産業等を目当てとした巨額の特種減損の損金計上に関する特別措置であります。これは輸銀融資返済六年から十年間猶予といった金融上の優遇措置と合わせ、手厚い大企業保護政策を一貫して貫き、強化されたということでもあります。為替差損は救済するが、差益はそのままとするのが佐藤内閣の方針であります。まさに不当と言わなければなりません。たとえば鉄鋼業は今回の円切り上げで六百億円の差益が出るといわれておりますが、何らの措置をいたしておりません。そのほか、税調の客申以後、いつの間にか、政府の税制改正には個別産業の保護をねらいとした特別措置が設定されました。鉄鋼、電子計算機、航空、海運、自動車等々、名を挙げて特別減税措置が拡大されておるのであります。これらの産業はいずれも保護を必要とする幼稚産業ではなく、巨大産業なのであります。法人税附加税率の存続や輸出振興税の一部廃止に伴い逆に特別措置が拡大されたことは、税制の景気政策的運営の視点が欠如しているだけではなく、それ以上に必要な税制の公平化機能を無視し、大企業優遇の租税特別措置法の改悪以外の何ものでもないと考えますが、大蔵大臣はいかがお考えでしょうか、御答弁を願ひます。

また、所得税一般減税見送りの代替としての住民税及び事業税の減税、所得税の手直し減税——老人、寡婦、障害者対象——持ち家取得減税、そして中小企業減税等々、一応の評価の対象になり得ても、これらの措置を国民の福祉向上のための措置として評価することはきわめて問題だと思ひますが、大蔵大臣の御見解はいかがでございますか。

また、前にも申し上げましたように、最近数年の特別措置の改廃で、政府の基本方針は、減収額において同額を廃止と引きかえに新しい措置を認めるといった方法をとっているのではありませんが、これでは既得権化の形を変えていつまでも残されるという結果になるのであります。今回も、租税特別措置による減収額を見る限り、四十七年度は四十六年度より三百三十億円の多い四千七百三十億円の減収が行なわれることになっておるのであります。大蔵大臣の言う租税の公平が確保されていると言えざるを得ないでしょうか。

また、財源難と言いますが、こういった不合理な特別措置の改廃合理化、適正化により、相当額の財源確保ができると思ひます。大蔵大臣はいかがお考えでしょうか。

第四に、付加価値税の導入についてであります。昨年の補正予算審議の際水田大蔵大臣は、国債の大量発行は来年度——四十七年度限りとし、四十八年からは国債依存度を思い切つて減らす方針をきめました。そのかわり、財源不足を補うために懸案となつておりました付加価値税を四十八年から実施したいとして、十一月に開かれる税制調査会にはかることを言明いたしました。また、税制調査会には、付加価値税創設の検討を客申いたしました。その後の経過はどうなつておりますか、大蔵大臣の御見解をお伺ひいたします。

また、付加価値税の促進されず契機は、四十六、四十七年度における大量の赤字公債政策、四十六年度一兆二千二百億、四十七年度一兆九千五百億円であります。公債は御存じのように税金の前取りであり、国民にとってはあと払いの増税の約束手形なのであります。四十七年度予算において四十八年度発行の六千三百億円の赤字公債の償還を盛り込まなければなりません。また、元利払い費は四千五百五十三億、四十八年度には、これに前述の六千三百億と、四十六、四十七年度発行された公債の利払い費約二千億が新たに追加されます。四十八年度予算算がかりに四十七年度同様に伸びたといひました。

二兆円の増加となります。減税しなくてももおおよそ三兆円近い財政支出の膨張見込みと予想されるのであります。これは政府の財政危機を一層困難なものとし、何らかの財源確保をはからなければならぬ状況だと考えますが、その財源を何に求めますか。付加価値税導入の増税によるのか、また公債か、あるいはその他の方法か、大蔵大臣の具体的な方策をお示し願ひたいと思ひます。また、大臣は、付加価値税はすでに税率と指定業種を除きまして法案作成が終了したと言われております。その中身はほんとうなのかどうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、農地の宅地並み課税についてお伺ひをいたします。本問題についてわが党の方針は明確であります。現在都市やその近郊の農地に対する固定資産税を宅地並みに引き上げる問題については、目下全国農協中央会、全国農業会議所あるいは関係地域農民の激しい抵抗運動に直面しております。また、これを実施するために必要な市町村の条例改正が難航したところである。このような情勢になつたのは、税金が急騰し、とうてい農業が続いていけなくなるという生活上の心配はもちろん、政府にだまされたという点にあるかと存じます。昭和四十三年四月の国会で、新都市計画法が審議された際に、当時の保利建設大臣は、何度も宅地並み課税はいたしませんと約束をし、松島自治省税務局長も、市街化区域になつたからすべてその中にある農地を宅地として評価することは私どもは決して考えておりませんと約束してあることは、議事録で明確でございます。にもかかわらず今回の一連の事態が発生したというところは、早期にこれらの経過を踏まえて何らかの善処対策をとるべきであると思ひますが、大蔵、自治両大臣はいかがお考えでございますか、お知らせを願ひたいと思ひます。

以上、私は大綱八点にわたつて質問をし、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

○国務大臣(佐藤榮作君) 戸田君にお答えをいたします。

まず、今回の税制改正は、御指摘とは表現は違いますが、大体御趣旨に沿っているものではないか、私はさように考えます。

私が施政方針で国民福祉重視の財政政策を強調いたしました、その趣旨に十分沿うものと考えております。具体的に申し上げますと、まず、さきの年内所得税減税に引き続き、個人住民税の減税により、一般的な個人課税の負担軽減を行なうて国民生活の充実をはかっております。また、老人扶養給付の創設や寡婦控除の適用範囲の拡大、配偶者や障害者の相続税の軽減、さらには住宅取得控除の創設や公害防止準備金の創設など、国民福祉向上のための各種の措置を講じることとしております。

他方、企業課税につきましては、法人税の付加税率の適用期限の延長、金融保険業の貸し倒れ引き当て金の繰り入れ率の引き下げ、輸出振興税制の大幅縮減によりまして、税負担の維持、強化をはかり、その税収を国民福祉充実のための歳出や減税の財源に充てることとして行なうのであります。これらの点が、税負担の公平、さらにまた軽減といふようなことではないかと承知されておる御指摘のとおりでございます。

次に、今後の税制のあり方につきましては、今後の経済成長の姿や財政のあり方と密接な関連がありますので、生活中心、福祉重視のたてまえを貫くことはもちろんであります。来年度中に予定されている新経済計画の策定と並行して、税制調査会にもおはかりしながら適切な構想を立ててまいりたいと思っております。

以上私からお答えいたします。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君) 拍手

は、年内減税が低所得者層に及ばない、不況克服の役には立っていないというようにございまして、先般の年内減税は、課税最低限の引き

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

上げと合わせて、税率の緩和も行なっておるものでございまして、さらに、今回、住民税の課税最低限の引き上げというものを中心にして、一千万円近い地方税の減税を行なっておりますので、低所得者層にこれが、この減税が及ばないで、したがって、不況対策にならぬというようないことはないと考えます。そこで、中小所得者層についての税率の不均衡があるというお話でございましたが、これはその前に進んだ昭和四十六年度の当初の減税政策と二つ合わせて見ていただかないとわからないことではございまして、昭和四十六年度の当初減税で非常に不均衡になっておったところを、そのあとの昭和四十七年度の減税として予定されておった年内減税でこれを訂正して、むしろ均衡をはかったというところでございまして、この二つを合わせてみた最後の姿を見ますというところ、各層間の均衡が非常にとれておるという姿になっておると思っております。

その次は、物価減税のほうのお話でございましたが、これはすでに申しましたように、ここでも一ぺんお答えしたいと思います。課税最低限の引き上げ率は大体七・七％ということになっておりますので、来年度政府が予想しております物価上昇率五・五％を上回っておるものでございまして、実質増税である、物価を全然考慮しない減税であるといふことは言えないだらうと思っております。

同時に、二千五百三十億円という減税の幅は、いままでの自然増収に対する比率から見ても、決してこの年内減税は狭い幅ではないということではございまして、この点においても減税が特に少なかつたといふことは言えないと思っております。しかし、税制調査会の御意見もございまして、今後、財政の事情、歳入の事情を見まして、次における減税についての検討は十分いまからいたしておきたいと考えております。

それから、租税特別措置法についてのお話でございましたが、これはもうお説のとおり、絶えずこの慢性化と既得権化は見直さなければなりません

んが、本年においても見直しを十分にやりまして、輸出税制の整理、あるいは損失積み立て金の整理というようなものを大幅に今度はやって整理しております。そのかわり、円の切り上げというよりなものを中心にして新たに起こったいろいろな経済変化に対応するための、この中小企業をはじめとする特別措置が幾つかこれは採用されることになりましたが、これはやむを得ないことと思っております。特別措置の必要というものがむしろそこにあるのでございまして、内容の入れかえが大幅に行なわれたということではございまして、金額としては若干ふえたということではございしますが、内容は変わつてふえたのでございまして、これはやむを得ないことと思っております。で、そのときに、特にこの為替差損についての優遇措置が問題になったようではございましたが、これは税を免除するということではございまして、税務計算上損失を繰り上げて認めるということではございまして、税はあくからこれを払うということでは、結局払うことではございまして、減税措置をとつたというところではございせんので、特別に大企業に優遇という措置をとつたわけではございせん。むしろ、中小企業に対する為替差損についての措置のほうは、これは繰り戻し金をさかのぼって認めるというようない措置で、そのほうが強化されておるというところが実情でございまして。

それから、付加価値税についての御質問でございましたが、私は昭和四十八年から実施するということをおっしゃった覚えはないような気がいたします。と申しますのは、私は、付加価値税を一昨年から外国へ勉強に行つておりますし、どうしてもこれには少なうとも三、四年の準備がかかる、その準備をしなければならぬ実施することはむずかしいと、特に日本においては西歐式の付加価値税をそのまま実施することは困難で、日本式で、やりよい、そうむずかしい税を考へる必要があると、それにはよほど時間をかけた研究が必要だといふことを私はふだんから言っておりますので、

来年これを実施するといふようなことを言つた覚えはないような気がいたします。しかし、これは長期税制としては検討すべき問題であると思ひますので、ただいま税制調査会においても、政府自身においても、これは勉強中でございまして、近くまた欧州から専門家を呼んで本格的な勉強をさらに私どもは続けたいと思つております。

それと関連して来年度の財政の問題が御質問でございましたが、まだ来年度についてははっきりした考えはいままでできておりません。と申しますのは、今年度の施策がよくて来年度景気が回復するといふような事態になりますといふと、自然増はふえてまいりますし、したがって、それによつて国債はできるだけ依存率を下げたいといふようなことも考へておりますし、必ずしも来年すぐに税の増徴というところへつながらなくても、いろいろ財政政策としてはやり得る問題がございまして、今日、来年どうするかということはまだはっきりした方針を持つておらないところでございします。

そのほか農地の固定資産税の問題につきましては、これは自治大臣からお答えしてもらうことにいたします。(拍手)「答弁漏れがあるぞ」と呼ぶ者あり

○国務大臣(渡海元三郎君) 市街化区域内の農地の課税につきましては、従来市街化区域内で都市施設の整備された地域内について、附近土地との税の均衡をはかるという方針で検討されてまいりましたことは、ただいま戸田議員の御指摘のとおりでございます。昨年の法改正にあたりまして、この趣旨のもとに、市街化の進展に応じて農地を区分し、しかも、段階的に税負担の増加を認めるという方向で法改正がなされたのでありまして、改正にあたりましてはまた地方公共団体の意見等も十分取り入れて行なつたと聞いております。しかしながら、現在農地所有者あるいは農業関係団体から反対意見のあることも、私もよく承

知いたしております。昭和四十七年度より実施するという方針のもとに、これらの反対意見につきましても、必要とする適正な措置を講ずるよう慎重に実施に移してまいりたい。かように考えております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 大蔵大臣から答弁の補足があります。水田大蔵大臣。

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 租税特別措置は政策目的のために設けられている制度でございますので、したがって、これは予算の支出に切りかえたらどうかということございまして、性質によつてはそういうものもあるかもしれません、これはやはり租税特別措置の検討は当然今後いたさなければなりませんので、そのときに検討すべき問題であらうと考へます。

○議長(河野謙三君) 鈴木一弘君。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております租税三法案について質問を行なうものであります。

昨年末の円切り上げは、戦後一貫してとられてきた輸出優先経済が種々の国際的摩擦を引き起こしたのが主要な原因であります。ここに至つて、わが国経済は大転換を迫られるに至りました。その転換の方向は、従来の民間設備投資主導型の輸出至上主義経済から財政主導型の福祉優先経済へと向けられるべきであります。これは国民の偽らざる声であり、すでに大多数の国民の同意にまで達しているものであります。したがって、経済政策の一環である租税政策も、福祉最優先の立場から立案されるべきであります。

政府は昭和四十七年度予算編成にあたり、社会福祉向上と景気回復を二つの柱としたと説明しておりますが、実体はいかがでありますしうか。所得税減税は見送られ、受益者負担の名のもとに公共料金は軒並み引き上げられる空気にあり、さらに第四次防衛計画の先取りが強行され、一方で地

価対策の全くない公共投資が計上されているのであります。福祉向上は、佐藤内閣成立以来言い古されてきたことばであります。これでは福祉優先どころか、従来のままの国民無視の政策路線と言わざるを得ません。来年度においては、予算上からも税制上からも期待される役割は、福祉政策推進のための財源調達、不況克服政策としての税制の運営、スタグフレーションによる所得の再配分の悪化をどう是正するかなどであります。ところが、今回の税制改正では、財源難を理由に、財源調達の機能に重点が置かれ、その結果、他の面における配慮が全く無視されることとなつたのであります。その観点から質問を展開いたします。

まず、所得税についてお伺いいたします。

政府は、昨年の臨時国会で年内減税を行なつた結果、その効果が来年度二千五百三十億円程度にならう、という理由から、明年度の所得税の一般減税を見送つております。すでに昨年の国会での審議で明らかになつたように、その中身を見ると、先ほど戸田議員も指摘したように、軽減率は年収三百万円以下には低く、年収五、六百万円台クラスが高くなつているのであります。すなわち、納税者六〇程度の者に對し、減税所要財源の五〇%が使われているのであります。景気対策から見れば、下に厚い減税でなければならぬはずであるのに、これでは、減税の主眼である景気対策とは逆行する税制改正となつていと言わざるを得ません。したがって、その不合理な税制をそのまま引き延ばすことは不合理に不合理を重ねることになり、ただ来年度二千五百三十億円の減税効果がある、それだけを説明するのでは納得はできないのであります。この点について、景気政策、所得再配分の点から、一体どのように考へるのか、総理並びに関係大臣の答弁を求めます。

税制調査会の答申では、年度内の推移を見てできるだけ早い機会に負担の軽減を行なうべきである、このように再び年度内減税を期待するように述べておりますが、考え方がおかしいと言わざるを得ません。不況克服のために民間消費を振興しなければならぬというところは、円の予想外の大幅切り上げがきまつた昭和四十七年度予算編成のときにすでに明らかになつていたではありませんか。それを、推移を見て年内減税をするという答申も答申ならば、それを唯々諸々と実行しようという政府も政府であります。明年度は、四十六年度当初予算に對し租税の自然増収五千七百三十二億円が見込まれておりますが、その大部分が所得税の自然増収であれば、これを当該の納税者に還元するのが当然であります。それを行なわないということは、大衆への圧迫となることは言うまでもなく、全く実質増税ということになるのではな

いか。この点、総理、大蔵大臣はどう考へているのか、お伺いしたいのであります。

また、所得減税が景気に即効性があるのでありますから、ここで思い切つて、夫婦子供二人の四人世帯で百三十万円までの課税最低限の引き上げをするべきであると思ふが、どう考へているのか御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、租税特別措置について質問いたします。政府は口を開けば、財源難と言われるのであります。蔵入の中における不合理な租税特別措置の整理や各種所得間の負担の公平化などの多くの問題を残したまま、どうして財源難と言へるのであります。最近数年の特別措置の改廃は、一方で廃止をして、一方でそれ以上の措置をつくつて、ますます拡大されてきているではありませんか。その結果は、来年度は本年度より三百三十億円も多い四千七百三十億円の特別措置がとられているのであります。これではきびしい所得税に悩まされている国民は納得ができません。

また、一年間に一兆円をはるかにこしていているといわれている交際費に對する課税の引き上げについては、全国民が心から望んでいるところであります。周知のとおり、米國においては、取引先へ

の贈与で一人年間二十五ドル——七千七百円までが無税で、それ以上の分には課税されるというきびしい交際費課税をしております。西ドイツにおいても百マルク——約九千五百円、イギリスにおいてはさらに一ポンド——約八百円までという、わが國の交際費課税に比べて比較にならぬほどきびしいのであります。このような西欧先進國型の交際費課税にするのが早急に必要であると思ふのであります。これを今回の改正では見送つておいて、どこに財源難があるのか、われわれは理解に苦しむのであります。総理並びに大蔵大臣の明快な御答弁をお願いしたいのであります。また、交際費課税強化を行なうようにするのにか、あわせて御答弁をお願いしたいと思ひます。

次に、一般消費税の導入についてお伺いしたいと思います。政府は、新たな財源として一般消費税の導入を考え、その具体的検討を事務当局に指示されているとの報道がありますが、どのような構想のもとに指示をなされているのか、一般消費税たる付加価値税は逆進性は高く、また、消費物資へのはね返りは必ずであります。まさに福祉優先の政府の考へ方と矛盾するのではないかと思ふのであります。答弁を求めるものであります。むしろ、一般消費税としての付加価値税でなく、法人税にかわる企業税としての付加価値税を考へるべきであると思ひますがどうか、その点もあわせて御答弁をお願いいたします。

最後に、社会保険税創設の意思がないかどうかお伺いいたします。政府は、福祉向上をうたいながら、社会保険の施設や内容の向上のための財源計画は、私の再度に及ぶ質問書の答弁にも明らかになつておりますように、全く持つておられないのであります。産業基盤整備のための道路、空港などには財源を確保しながら、福祉の中心である社会保険については一般財源にたよつております。諸外國の例に見るやうに、目的税としての社会保険税を創設するなり、あるいはまた関税な

昭和四十七年三月十五日 参議院会議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 二〇〇

り、所得・法人税なりの一定比率を社会保障税として引き当てていく考えはないかどうか。福祉向上を叫ぶなら、当然その財源措置を考えるべきであると思うのでありますが、総理大臣並びに厚生大臣の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 鈴木君にお答えいたします。

まず、さきの年内減税は、昭和四十七年度に行なうはずの所得税減税を財政面からの景気浮揚策の一環として特に早めて行なうこととしたものであります。消費需要の盛んな年末に減税の効果があられることとなつてゐるので、それなりの景気浮揚の効果があつたものと私は考えております。また、年内減税による所得税減税は、課税最低限の引き上げと税率の緩和とあわせて行なつておりますが、これにより、わが国の所得税の課税最低限はアメリカに次いで高いものとなり、さらに、税負担の水準も中堅所得階層までは、イギリス、ドイツよりも低くなつてゐることを御認識いただきたいと思ひます。

次に、租税特別措置は、各種の政策目的を達成するために租税の機能を利用しようとするもので、経済政策の一環として重要な役割りを果たすものであります。ともすれば、既得権化、慢性化しやすいという問題もあるので、政府といたしましては、常に経済社会の進展に即応するようその流動的改廃につとめてゐるところであります。来年度の税制改正におきまして、輸出振興税制を大幅に整理縮減するとともに、住宅対策、公害対策、中小企業対策等の観点からの措置を講じているところであり、今後とも弾力的にその改廃を行なつていく考えであります。

次に、付加価値税の問題について御意見を述べられましたが、この問題は、今後におけるわが国税体系のあり方にも関連する大きな検討課題の一つであるとともに、物価への影響等の経済効

果、執行上の問題点など研究を要する点も少なくないので、広い角度から慎重な検討を行なつていくところであり、先ほど戸田君に対する大蔵大臣の答弁で御了承願ひたいと思ひます。

最後に鈴木君から、所得税等の一定比率を社会保障税として社会保障の財源に還元してはどうかとの御意見がありました。国民福祉の向上の観点から、社会保障関係諸施策については、今後より一層の充実が期待されますが、財政体質の弾力性保持という観点から見て、所得税、法人税等の一定比率相当額を社会保障関係費に充当するといふようなことは適当ではありません。私は、今後の社会保障関係諸施策の充実のため必要な財源を調達するに際しては、現在のわが国の租税負担率及び社会保障負担が西欧諸国に比べ低いことにかんがみ、国民所得の水準上昇と負担能力の増大に応じ、国民負担のあり方自体を再検討することが必要であると考えております。

以上、私からお答えいたしました。その他の点については、大蔵大臣からお答えさせていただきますことにいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

もう総理からほとんどお答えになつたようでございまして、漏れてゐる問題だけ申し上げます。まず、ことしの自然増が五千数百億円、これはやはり所得税として還元すべきではないか、減税として国民に還元すべきじゃないかというお話でございまして、この五千数百億円の自然増というのは、もし四十七年度の減税として予定しておつたこの年内減税をしなかつた場合には、八千億円以上の自然増ということになります。したがつて、これを二千五百億円還元する、減税するということにして自然増が五千数百億になつたといふことではございまして、さつき申しましたように、自然増に対する減税の幅は例年とほとんど同じであつて、例年よりもむしろ強化してゐるということが言えるのではないかというふうに考

へます。もしこれが四十七年度分の減税でないといふことでしたら、前年度の減税が平年度化した効果を翌年の減税だといふならおかしいじゃないかという御議論でございまして、昭和四十六年度の当初減税の分も、この平年度化した効果の中で見なければならぬと、さういふことになり、これは四十七年度は四千八百億円ぐらいの減税効果が四十七年度に出ているということになりますので、その前は前年度の減税、あとのほうは四十七年度分の減税といふふうに區別して、いろいろここで御説明した次第でござい

ます。その次は、交際費の問題でございまして、これは御承知のように、四十六年度—今年度の税制改正のときに否認割合を六〇%から七〇%にこれは引き上げたばかりでございまして、さうしてこの税制の期限が四十八年の三月三十一日に来る、こゝろのことになつておりますので、したがつて、今年度実施した改正の効果がどういふふうにあつてゐるか、支出状態にどういふふうにか、こゝろは交際費の使い方について相当徹底的に私も調査したいと思ひます。その実績を見たら上で、この控除額の引き下げをやるか、あるいは、さつきアメリカの例をとられましたか、もうこれは交際費として認めないというよりな種目をはつきりつくるというよりなことをしますか、さらに否認割合を多くするかというよりなものは今年度中に検討して、やはり昭和四十八年度の税制改革のときに何らかの結論を出したいというふうに考えております。

〔国務大臣木村俊夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村俊夫君) もうほとんど総理並びに大蔵大臣からお答えがございました。ただ一点だけ、昨年の年内減税が景気対策、資源再配分の上からどう考えるかという御質問に対してお答えいたします。

りました。かなりの景気浮揚効果を発揮したものと考えております。

次に、この減税においては、基礎控除の引き上げと税率改正をほぼ同程度の規模で行なうことによりまして、低所得層及び中堅所得層の負担の軽減をはかつておりますが、この改正は、同時に、税制の基本的方向を踏まえて、均衡のとれた税負担、税体系を保ち得るよう配慮しながら行なわれたものであり、適正なものであると考えております。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇、拍手〕

○国務大臣(斎藤昇君) 社会保障の費用に充当するために目的税を創設したかどうかという御意見でございまして、総理もお答えになりましたように、今日の日本の現状から考えまして、必ずしもさういふ目的税が適当であるかどうか、疑問のうちに考えられるわけでございまして、よほど利害得失を考えませんと、社会保障に充てるというその保障の内容も非常に広がり、社会に充てる、社会保障のうちのいろいろな項目に充てるか、また、その財源を、いまおっしゃいますような所得税の一部に課税をすることがどうかというよりな点もよほど慎重に考究する必要があるかと、かように考えます。諸外国におきましては目的税を創設している国もございまして、まあ、これらの国の実情もさらに検討いたし、また鈴木議員のお考えも十分伺ひしていただきまして、将来検討の資にさせていただきます。かゝうに考えてみます。

○議長(河野謙三君) 栗林卓司君。

〔栗林卓司君登壇、拍手〕

○栗林卓司君 私は、民社党を代表して、所得税法、法人税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、

〔議長退席、副議長着席〕

佐藤総理並びに関係各大臣の御見解をお伺いいたします。総理は、所信表明において、福祉の優先を主張

されました。しかし、これに對し大蔵大臣は、先般の本会議において、「福祉政策は一度始めたらあと戻りすることはできない。したがって、将来のことも考えながら慎重に對処したい」という趣旨の答弁をされました。なるほど、よく言えば慎重な對処かもしれませんが、実態は、老齢福祉年金の微々たる増額に見ると、福祉政策に對する及び腰の取り組むと言わざるを得ません。もっとも、大蔵大臣の胸中を去来したもののが、将来の財源難への不安であつたろうことは想像にかたくありません。しかし、そうであればあるほど、政府として取り組むべき重要課題の一つは、行政費用をいかに効果的に使つか、そして冗費を削減していくかの問題でなければなりません。この点について、佐藤内閣はこれまでどのように努力され、具体的な実績をあげてこられたのか。また、四十七年度の予算編成にあつたところのよう努力が織り込まれているのか。

防衛庁の管理一つ思ひにまかせず、行政監理委員会の人事をきめかねて、これをたまたまにしている佐藤内閣の現状を考えますと、お伺いするのむなし気持がいたしました。しかし、事は、国民が切ない思いで納めている税金の使い方の問題であります。佐藤総理の明確な御答弁をお願いいたします。

また総理は、発言を撤回されたといえ、八千億円をこえる防衛予算について「たいした額ではない」と言われました。これに比べれば、所得減税の年内繰り上げ実施千六百五十億円は、目にもとまらない額と言えましょう。にもかかわらず、これを口実にして四十七年度に對する新しい所得減税をなせ見送られたのか。いま世間では、不況下の物価高のもとで春の賃金交渉が迫りつつあります。労使が自主的に決定すべき問題とはいえ、勤労者の可処分所得の中身をいかに高めていくかという点では、減税の問題であり、物価對策の問題であります。しかも、不況脱出の光明が依然として判然としない今日、所得減税を見送つたことがはたして正しい政治のあり方と言えるのかどうか。総理並びに労働大臣の御見解を伺います。

次に、総理に二点お尋ねいたします。

租税の特別措置は、あくまで臨時的なものであり、既得権益化を戒めなければならぬこと、いまさら申し上げるまでもありません。では、生産第一から福祉優先への発想転換を唱える総理として、租税特別措置法全体の見直しを各大臣に指示をされたのか。また、今回の改正案によつて、租税特別措置法が全体として総理の意を満たしたものになったのかどうか、お伺いをいたします。

第二点は、今後高福祉政策を進めるとして、その財源をどこに求めていくかの問題であります。すなわち、今後、法人税及び固定資産税について増徴の方向で考えていかれるのか、また、所得税及び住民税についてどのように考えていかれるのか。今後の政策の基本にかかわる問題だと思ひますので、あえて総理の御見解をお伺いいたします。

次に、大蔵大臣にお尋ねをいたします。いわゆる利子・配当の分離課税の特例をなぜ温存されたのか。元来、産業資金の調達を目的とした制度であり、昨今の金融緩和の実情、民間設備投資の今後の見通し、さらに、主として高額所得者に恩恵が及ぶ制度の実態から見て、今日なお温存する理由はないと思ひますが、大臣の御見解を伺います。

次に、法人税に關して二点お尋ねをいたします。今回、法人税の付加税率を二年延長されました。しかし、なぜ基本税率そのものを變更して長期的解決をはかられなかつたのか。また、現行法では、法人の利益のうち、配当に回した分については税の軽減が認められています。自己資本の充実を主たるねらいとした制度だと思ひますが、これまでの実績に見る限り、残念ながらその効果は

ほとんどあらわれておりません。すなわち、廃止すべきだと思ひますが、御意見を伺います。

次は、保険診療報酬に對する特例の問題であります。問題点の所在は、いまさら申し上げるまでもありません。税負担の不公平を排除し、医師に對する国民の信頼を確保するためにも、保険医みずから撤回を申し出るべき筋合いの問題と私は思ひます。厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、勤労者の住宅對策という面から今回創設された住宅取得控除制度について、労働大臣の御見解を伺います。すなわち、今回の制度が予想している住宅の価格は二百万円を想定していると思ひます。しかし、働いてやっと家が持てた勤労者の年齢、家族構成を考えた場合、また、今日の建築費高騰のもとで、一体何坪に何人が暮らせる住宅を想定されているのか。また、今回の法律は、四十七年以降二年間に新築される住宅に限つてあります。しかし、勤労者の住宅對策として、わずかに二年を区切つた特別措置に何ほどの意味があらましよう。しかも、今日、土地と住宅は、働かざる者の切実な願いにもかかわらず、幾ら働いても手の届かぬ存在になりつつあるのではないでしようか。思ひつきの税の軽減をはかるよりも、減税相当額を投じて勤労者の住宅建設に懸命の努力を払うことが本来の筋道ではありませんか。労働大臣の御意見を伺います。

最後に、通産大臣にお尋ねをいたします。時間の制約上、個条書きで御所見を承りたいと思ひます。まず第一点、ガット及びOECDへの加盟を契機として、国際競争力の強化並びに輸出の増強を目ざす数々の租税特別措置が実施されてまいりました。しかし、いまや、そのすべてを廃止、もしくは廃止の方向で對策を講ずべきではないでしようか。一例をあげれば、海外市場開拓準備金の問題があります。政府は今回も従来の特別措置を踏襲されました。しかし今日、海外市場の安定的確保のためにまず政府としてなすべきことは、産業、企業の経済計算と結びついた助成措置の継続ではなく、政府ベースの経済協力の積極的拡大ではありませんまいか。財源に限りがある以上、従来の海外市場開拓準備金に對する措置は廃止すべきだと思ひますが、いかがでしようか。

第二点、公害對策に關する特別措置が提案されております。しかし、元来公害對策費用は、国民一般が負担する税によつて補助しなければならぬのか、それとも、製品の価格を通じて利用者が負担するのが本来の姿なのだろうか。

第三点、数々の特別償却が今日もお温存をされております。しかし、それが必要不可欠なものであると言われるのなら、なぜ減価償却率そのものを變更されようとしなないのか。租税特別措置をい

たずらに乱用することは、他産業、他分野への配慮を欠いた政策のひずみを拡大することになると考えるがゆゑにお尋ねをいたします。

最後に、交際費及び広告宣伝費の問題について、通産大臣並びに大蔵大臣にお伺いをいたします。

昨年、この両者を合わせて二兆円近い金額が消費されたといわれております。かりにこの数字をうのみにしていけば、一億の日本人一人当たり二万円であり、夫婦子共三人の家庭を想定すれば、一年間で十万円の負担という計算になります。このような高額な負担を、国民は製品コストの当然の一部として甘受しなければならぬのでしうか。この点について御所見をお伺いして私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤栄作君) 栗林君にお答えをいたします。まず、行政費用の削減、効率化につきましてもお尋ねでございますが、政府は、行政需要の變化に即応した、簡素にして能率的な行政を実現し、国民負担の軽減に資するため、かねてより行政改革を重要施策の一つとして取り上げ、行政運営の

1011

れを採用していなかったということがございますので、税制調査会のほうにも非常に不満がございますまして、昨年暮れ私が税制調査会に呼ばれて、「診療報酬とも関係する問題で二十年間この制度がとられた理由はわかる、一挙に政府がなかやれない理由はわかるが、いつまでもこれを放置すべき問題ではないので、ひとつ税制調査会において実行しい現実的、具体的な案を税制調査会自身がつくりたい」と思うが、どうか。もしいい案ができたという場合には、これを政府は今度は実施することを約束するかどうか」というお託しがございましたが、私も、長い間の懸念でござい

ますし、税制調査会自身が、一挙にやることもむずかしいとすれば、やりの具体的な、現実的な案を二月から委員会を開いて、これに取り組んで結論を出すということでもございましたので、「これが答申されたら政府は必ず実行いたします」という約束を、実は私は税制調査会にしてあるという事情にございまして、今度税制調査会の答申が出ましたら、これは政府としてはそれを尊重して実施したいと考えております。

その次、交際費、広告費の問題でございましたが、交際費は先ほどお答えしましたとおりでございます。

広告宣伝費のほうは、本来一般消費者に対して商品やサービスの内容を具体的に周知させるというものでございまして、これは非常に意味のあるものではございますが、社会的に批判があるというならば、誇大広告とかあるいは過剰広告というふうなもの、それが一般消費者の負担になっていく問題というふうなところに問題があるかと思っておりますが、広告で何が過剰であり、何が誇大であるかというものを、もし税で取り上げるとすれば、この判定者は税務署ということになります。この問題を税務署に判定させることがいかん悪いか技術的に非常にむずかしい問題が出ておまして、またこの点についての最後の結論が出ないということでもございますが、引き続きこれは検討を続けてまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇、拍手〕

○国務大臣(斎藤昇君) 保険診療報酬の租税特別措置についての御意見でございますが、大蔵大臣もお答えになりましたように、ただいま税制調査会で真剣にひとつこの問題を検討しようというふうなところになっているわけでございます。したがって、その検討の結果、いままでは行なわれておった租税特別措置の必要性がなくなったかどうか、また、必要経費をどう見るのが適当かという答えが出てまいりますれば、これを中心として大蔵当局において考えをきめられると、かように考えます。妥

当な結論であれば保険医もそれに反対はないであらうと。正当な妥協な結論を出してもらいたい。ただ、あれはあまり控除が高過ぎるじゃないかという一般論だけでは困りますよ、ということとは私は大蔵当局にも申しておりますが、結論が正當なものであれば、保険医もそれに従うにやぶさかでないであらうと、私はかように考えます。

(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 簡単に五点到り御答弁を申し上げます。

一つは、輸出振興税制等廃止に關してでございますが、昭和四十七年度から輸出競争力の強化を目的とした割増し償却制度はこれを廃止することにしたわけでございます。最近の国際情勢は、アメリカをはじめ保護貿易主義が台頭しつつございまして、中小企業製品の発展途上国からの追い上げ等、きびしい環境がございまして、輸出製品の高級化、市場の転換等の必要もございまして、海外市場開拓準備金につきましては、通貨調整後の輸出に与える影響や国際経済社会の情勢の推移等を見まして慎重に決定をいたしたいと考えておるわけでございます。

なお、二点目の海外市場開拓準備金そのものと対外援助の關係について申し上げますと、政府ベースの対外援助は、発展途上国の経済開発の促進に協力するものでございまして、これからいよいよ拡大を必要とするものでございまして、市場開拓準備金は、激しく変動する海外市場環境に輸出企業が適応してけるようにするものでございまして、海外援助の拡大で代置できるものではないわけでございます。ただし、わが国の経済力の充実、国際収支の状況等もございまして、政府ベースの援助は質量とも拡大を志しているつもりでございます。

第三点は、公害対策費はだれが負担するのか、税によるべきか、利用者負担かというふうな問題に對しての御質問でございますが、公害対策

策基本法第三条にもございまして、事業活動に伴う公害対策費は、原則として企業が負担すると考えておるものでございます。しかし、企業の公害対策を促進し、環境保全をはかっていることは、対策基本法第二十四条の規定にもございまして、政府は金融、税制等について措置を講ずべきはもちろんでございます。

なお、本年二月のOECD第四回環境委員会で合意されました環境政策中、汚染者の負担の原則は政府の役割りを否定するものではないと理解をしておるわけでございます。まあ環境保全の問題については、政府、企業者とも協力をしていかなければならぬ環境の保全にふさわしいことだと思っております。

第四点は、税制特別措置についての廃止の可否でございますが、税は公平の原則に立たなければならぬことは言うまでもありません。しかし、わが国経済と産業が国際情勢の激動に對処し、また、新技術の開発等をしなければならぬ現状にみれば、政策推進にまたなければならぬことが多々あることも、また御承知のとおりでございます。国益を守るために、これらの政策を行なうためには、財政、金融、税制等の活用をもつてするわけでございますが、財政にはおのずから限度もございまして、これから財政中心から税へ移らなければならぬという時代の動きにも徴しまして、特別税制の可否論はございまして、真にやむを得ざるものに対しては、税制措置をもつて当たることもまたやむを得ないことを御理解いただきたいと思っております。

広告費につきましては、先ほど御答弁がございましたが、新商品、新技術の情報提供でもございまして、意義あることであると断ぜざるを得ません。また、広告宣伝を行なうということによりまして、大量販売や大量生産が実現をいたしまして、ひいてはコストの引き下げにもつながるわけでございますので、これらの費用は一般的コストの一部と見るのが妥当であることは論をまたないところでございまして、

いところでございまして。

交際費もまた企業経営上必要な経費でございまして、しかし、これは奢侈的に流れるということには許されないのでございまして。宣伝広告費、特に交際費につきましては、過大とならぬよう税率を他で調整をせられておるのが現状でございまして、通産当局から見ますと、これが一般コストに加えられることによりまして消費者価格に転嫁をされてはならないということでもございまして、これらの点に對しては十分留意を志しているつもりでございます。(拍手)

○副議長(森八三三君) 渡辺武君。

〔渡辺武君登壇、拍手〕

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となった租税関係三法案について、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

今日、国民が円切り上げに伴う不況の深刻化、ひどい物価高に加えて、生活費に食い込む重い税金によって、がまんのないほど苦しんでいることは総理もよく御存じのことではありますまい。ところが政府は、来年度は老人や寡婦などに対するわずかな減税を行なうだけで、所得税の一般減税を見送り、事実上の増税を行なおうとしております。このことは、政府の資料によっても、来年度の所得税の増収が五千九百三十二億円であり、納税人口は二百七十二万人も増加して三千三百四十二万人にも及び、ますます大衆課税の性格を強くしていることを見ても明らかであります。政府は、昨年の補正予算の際減税をしたので、来年度は必要はないなどと宣伝しております。しかし、いま述べた大増税の実情は、政府の論拠が不当なものであることを明白に示しているではありませんか。

わが党は、不況と物価高に苦しむ国民を救済するために、今回のような部分的な措置ではなく、免税点の大幅引き上げを中心とした大衆減税を行

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二〇四

なりべきであり、当面、所得税、住民税、個人事業税の免税点を四人家族百五十万円にまで引き上げ、住民税の均等割りを廃止して、一兆円以上の大衆減税を断行すべきだと思ふが、そのおつもりがあるか、総理並びに大蔵、自治両大臣の見解を伺います。

また、今回の円切り上げと不況が中小企業に最も深刻な打撃を与えていることは、議論の余地のないところであり、ところが政府は、同族会社や個人事業者のうちの青色申告者にはわずかな減税措置を行なうだけで、窮状にある中小企業を見殺し同然にしており、本末、中小企業に對する課税は、個人事業者の所得が事業の費用として認められていないなど、大法人と比べて著しく不公平であります。政府は、課税の公平化のために、また、窮状にある中小企業の緊急な救済のために、青色・白色申告者の別なく、個人事業者主報制度を創設して、その所得を事業の費用として認めるべきであり、同族会社の留保所得に對する特別課税を廃止し、また中小法人の法人税率を引き下げるべきだと思ふが、総理並びに大蔵大臣の御見解を伺います。

次に、いま農民が強く反対している農地に対する宅地並み課税についてであります。この税制は、大企業、不動産会社などの土地買い占め、土地投機をおこなう原因とする地価の値上がり、責任を農民になすりつけ、農民を土地からいびり出すことを目的としたものであり、地価の抑制に役立つものではないと、このような悪税は廃止し、市街化区域の農民でも農業を続ける意思のある者には、生鮮食料品価格安定のためにむしろ援助すべきだと思ふが、総理並びに自治大臣の御意見を伺います。

また、政府は、何らかの形の付加価値税の導入を検討中であると言われております。付加価値税は、すでに西欧諸国での実例が示しているように、商品の価格に織り込まれるもので、大企業には何の負担もかからない反面、国民には、物価の全般的な値上がりによつて大打撃を与えるもので

あり、特に、所得税も納めていない低所得者や、商品価格に織り込む力のない零細企業に最大の打撃を与える悪税であります。しかも、政府がこのような税制の採用を企図しているのは、四次防によつて急増する軍事費や、ニクソン・ドクトリンに基づくアメリカに肩がわりした海外援助の急増、さらには、高速道路など大企業本位の公共投資の財源をまかなうためであることは明らかであります。政府はこのような税制の採用はやめるべきであると思ふがどうか。むしろ物価安定のために、砂糖、マッチ、家庭用電気製品などの生活必需品に對する物品税を大幅に引き下げ、入場税も撤廃すべきだと思ふが、総理並びに大蔵大臣の御見解を伺います。

ところで、政府は、以上のように国民に對してはますます重税を負わせながら、少数の大企業に對しては租税特別措置その他による特別の減税、免税措置を一そう広げようとしております。今日、円切り上げの原因の一つとなつた政府の輸出第一主義に對し、内外からきびしい非難があつて、この際、政府は、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金などの輸出優遇税制を依然として残してあります。また、同じく非難の的となつて、銀行の貸し倒れ引き当て金制度、大企業の退職給付引き当て金制度、さらには、四十六年度一兆円をこえる交際費や、八千億円のぼろの広告費に對する非課税措置などにもほとんど手をつけようとしておりません。逆に今回、船舶、航空機、電算機などの特定産業の大企業や、原子力開発など軍事的性格を持った試験研究費などに對する特別の減税措置を強めようとして、国民各層の間に税負担の不公平があるかのように宣伝しておりますが、このような大企業に對する年間二兆円にものぼる特権的な税の減免こそ最大の不公平ではありませんか。政府は、課税公平の原則に基づき、以上のような租税特別措置その他による特権的な減免制度を廃止し、大企業に正當に課税

すべきだと思ふが、総理並びに大蔵大臣の見解を伺いたい。

特に政府は、昨年八月の為替投機による約二億円のぼろの為替差益を吸収する特別な措置をせよと、逆に、造船会社その他の為替差損に對しては、長期の繰り延べ措置や輸出入銀行の特別融資などほとんど救済するなど、大企業率仕の政策を露骨にとつております。政府は、大幅な円切り上げの原因となつた為替投機の利潤を全額吸収する特別な措置をとり、また、大企業の為替差損に對する特別な優遇はやめるべきだと思ふが、あわせて御見解を伺います。

最後に、総理に伺います。政府は、最近、「日本の税負担率、すなわち国民所得に占める税の割合は欧米諸国に比べて低い」「高福祉のために高負担が必要だ」などとききりに宣伝して、おられます。しかし、これは政府が国民に強要している物価上昇による収奪の激しさを無視した暴論と言わなければなりません。この十年間、消費者物価の上昇率は、アメリカや西ドイツが三・一％であるのに比べ、日本は実に七・七％という激しさであり、この点を考慮すれば、日本国民こそ主要国最大の高負担を背負わされていることは明らかであります。現に国民は、今回、国鉄運賃引き上げで千七百八十八億円、郵便料金の値上げで八百六十一億円、医療費値上げと政府管掌健康保険料の値上げで千十四億円、すなわち、この三種の公共料金引き上げだけでも三千六百六十三億円もの負担を背負わされようとしてゐるではありませんか。

この反面、日本の社会福祉の水準が欧米諸国より十年もおくれていることは、経済企画庁自身も指摘しているところであり、総理、これがあなたの政治の結果であります。総理は、所信表明演説の中で、発想の転換なるものを強調しましたが、このみじめな現状をどう見ておられるのか。第四次防などの軍事費や、アメリカに肩がわりしたアジア諸国への進出費、大企業本位の公共事業費などを大幅に削り、さらに、大企業に對して正

當に課税し、その財源をもつて国民に對する大幅減税と高福祉を實行することこそ、真の発想の転換であると思ふが、これを實行する意思が、おありかどうか、御見解を伺つて私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣佐藤榮次君登壇、拍手)

○国務大臣(佐藤榮次君) 渡辺君にお答えをいたします。

かねてから御説明しておりますので、詳細は省きますが、さきの年内減税は、財政面からの景気浮揚をはかるために、四十七年度に行なうはずの減税を特に早めて行なうこととしたものであることを渡辺君にも御理解いただきたいと思ひます。来年度におきましては、この年内減税に加えて、個人住民税の課税最低限の引き上げを中心として、地方税において約一千億円の減税を行なうこととなつてゐるのであります。しかし、共産党の一兆円減税、これはいふん大きな額でございまして、それには及びません。

次に、中小企業に對し大幅な減税を断行せよとの御意見であります。中小企業に對する減税、税制措置につきましては、三百万円以下の所得に對する一般的な減税率の適用のほか、従来から中小企業の体質強化と近代化に資する各般の措置を講じているところであり、四十七年度税制改正におきましても、当面の景気の沈滞と通貨調整を受けることを考慮し、御指摘になりましたように、青色申告控除制度の創設、同族会社の留保金課税の緩和、中小企業の取得する新規機械についての特別償却制度の創設等の措置を講ずることとしております。

次に、市街地における農地課税あるいは付加価値税等についてもお触れになりましたが、これらはそれぞれの大臣からお答えすることになります。私からは一般的な問題としてのお尋ねにお

御指摘のように、わが国の場合、物価の上昇率が諸外国に比べ高いことは事実であります。実質所得の上昇率も諸外国よりはるかに高いのであります。このことは、租税を負担する能力が強まっていることを示していると考えられます。また、社会福祉水準が先進諸国に比べ低いことは確かに問題であります。これを向上させるためにも、租税その他の財源の増加をはからなければなりません。今後、社会福祉の充実に応じて税負担率の上昇が必要となる場合には、所得の増加に見合つて無理なく租税の増加をはかつていくべきものと、かように考えております。

最後に、今回の税制改正及び四十七年度予算、これは私が施政方針で国民福祉重視の財政政策を強調いたしました。その趣旨に十分沿うものと私は考えております。この点を申し上げておきます。

税制面での発想の転換がないと、かように御批判でございますが、私は十分転換を考えた、かように了承しております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 所得税及び中小企業課税の問題は総理からお答えがございましたので、そのほかの御質問に対してお答えいたします。

まず、付加価値税を導入するようなことをするならば、物価安定のために生活必需品に対する物品税を廃止すべきだと思ふがどうかというところでございまして、物価対策のために、かりに特定の物品に対する物品税を廃止したとしても、物価引き上げの基調が強いときにはなかなか末端価格にこれが反映するといふことはむずかしいといふのが過去における実例でございます。かりに個別物品の価格の引き下げがある程度実現をしたとしても、一回限りの効果を持つにとどまりますので、国庫収入に大きい影響を与えるわりに物価引き下げの効果が期待できるかといふことにな

りますというところ、これはなかなか考えものでございまして、物品税の引き下げを物価対策という面から行なうことについての効果といふものを、私もあまり高くこれは評価してないものでございまして。したがって、物価安定のための特定物品に対する課税、これを廃止する方法よりも、別の物価対策のほうがはるかに効果があるのではないかと、かようなことで、今回は、この物品税問題は一切税制改正の対象から省いたという次第でございます。

また、入場税を全廃すべきだと思ふがどうかというところでございまして、これは映画、演劇、音楽等を催す場所への入場者に対して、その消費支出に示された租税力に着目して課税されるという性質のものでございまして、同じようなものが実はたくさんあつて、通行税、地方税の中の娯楽施設の利用税、料理飲食税の消費税、しかり、かようなものがたくさんございまして、それらとの均衡の問題で非常に問題になりましたので、これらは、結局、個別消費税体系全体の今後のあり方と関連して私は解決したい問題であると思ひます。そうなりますというところ、その際、やはり一般的な消費税としての付加価値税というふうなものも当然検討するべき問題であると思ひますので、かような問題とからんで最後に解決されるべき問題であらう、非常に大きい問題であると考えて、長期的な観点から、いまこの改正問題に取り組んでおる次第でございます。

それから、特別措置について、差益金について税金、特別課税をかけたらいではないかといふことでございまして。特に、昨年の為替投機におけることを御指摘になりましたが、昨年の八月に多額の輸出前受け金の流入があつたことは、これは事実でございますが、これは輸出代金を早期に回収することによって損を回避したといふことでございまして、積極的に為替投機によつてもうけたといふような性質の問題ではなかつたのでござ

いますので、これに特別課税をかけるという性質のものではございませんし、また、輸入による為替差益といふもの、値下りの利益といふものもございまして、これは一時、輸入業者による利益は帰属するとしても、いずれはこれは最後にとがの税を払ふかといふようなことについて、この為替差益についての特別課税というふうなものは、実際的に技術的に困難であるといふのが、ただいまのところの結論でございます。

そのほかは総理からすでにお答え済みでございますので、これを省略いたします。(拍手)

〔国務大臣渡海元三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡海元三郎君) 大幅減税の御要望につきましてもは総理からお答えがございましたので、省略させていただきます。

市街化農地の問題につきましては、さきに戸田議員にお答えさせていただきましたとおり、市街化区域内の農地と附近土地との固定資産税の大幅な不均衡の是正をはかるために、昨年税制改正されたものでございまして、市街化の進展に際して段階的にその是正をはからんとするものであります。ことに、市街化農地内の九〇%を占めます農地につきましては、線引きの見直しが行なわれます五年後から実施しようとするものであります。そのときになりましたら、その段階的に逐次増加をはからんとするもの、さらには、その当時になりましたら、なお営業を続けることが適当と認められ、しかも、その土地を調整区域に編入がえをすることが適当でないと思われる土地に對しましては、条例によりまして引き続き農業を営む土地として農業並みの税金を課する、かような措置も設けられておりますので、十分な配慮がなされたものと存じますので、御了承を賜りたいと存じます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これにて質疑は終了いたしました。

しました。

○副議長(森八三二君) 日程第三 国務大臣の報告に関する件(昭和四十七年度地方財政計画について)

日程第四 地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(趣旨説明)

以上両件を一括して議題といたします。まず、自治大臣の報告及び趣旨説明を求めます。渡海自治大臣。

〔国務大臣渡海元三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡海元三郎君) 昭和四十七年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十七年度の地方財政につきましては、景気の停滞による地方財源の伸び悩み、地方税負担の軽減についての強い要請、社会資本の整備、社会福祉の充実等のための財政需要の増大等並びに財政環境下において国と同一の基調により、従来にも増して、財源の重点的配分と経費の支出の効率化に徹し、節度ある行政運営を行ふ必要があります。

昭和四十七年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税などについてその軽減合理化をはかることとあります。

第二は、地方財源の伸びの鈍化、地方税の大幅減税、財政需要の状況等を考慮して、地方財源の確保をはかるため、(一)昭和四十七年度に限り、国の一般会計から臨時地方特例交付金一千五十億円を交付税特別会計へ繰り入れ、(二)交付税特別会計において、資金運用部資金から千六百億円を借り入

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

れ、(三)公共投資の拡大に伴う地方負担の増加に対処するとともに、地域の特性に応じて生活関連社会資本の整備をはかるため、前年度に比し、四千九百八億円の地方債を増額する措置を講ずることでありました。

また、沖縄の地方団体にかかる地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金三百六十五億円を国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、地域経済社会の変動に対処し、住みよい環境づくりを促進するため、引き続き人口急増地域における公共施設の整備をはじめ過疎地域における総合的な過疎対策、公害対策、交通安全対策等を推進するほか、老人医療特別措置制度の確立等社会福祉の充実、広域市町村圏の振興をはかることなどでありました。

第四は、都市公園、治山、治水等各種長期計画の策定及び改定にも即応しつつ、地域の特性に応じて、地方財政の長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進することでありました。

第五は、地方公営企業の経営の基盤を強化してその健全化をはかることでありました。

第六は、財政運営の効率化を推進することともに、財政秩序を確立することでありました。

以上の方針のもとに、昭和四十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、十一兆七千四百九十八億円となり、前年度に比し、二兆三百二十六億円、二〇・九%の増加となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容の概略を御説明いたします。明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、個人の住民税及び事業税の減税を中心として、負担の軽減合理化をはかることとしたしております。

国務大臣の報告に関する件(昭和四十七年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(趣旨説明)

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げることとしたいたしました。

次に、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を六十万円に引き上げることとしたいたしました。

また、電気ガス税につきましては、電気にかかるとる免税点を八百円に、ガスにかかるとる免税点を千六百円にそれぞれ引き上げることとしたいたしました。

このほか、不動産取得税、固定資産税等の非課税範囲を拡大する等所要の改正を行なうこととしております。

以上の改正によりまして、昭和四十七年度においては、合計一千五百三十三億円(平年度一千三百三十一億円)の減税を行なうこととなりますが、一方、国の租税特別措置の改正に伴い百四十二億円の増収が見込まれております。

次に、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十七年度分の地方交付税の総額につきましては、さきに昭和四十七年度の地方財政計画の概要で御説明申し上げましたとおり、現行の法定額に臨時地方特別交付金一千五百億円、臨時沖縄特別交付金三百六十五億円並びに交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ金一千六百億円を加算する特例規定を設けることとしたいたしました結果、総額二兆四千九百三十九億円、前年度に比し、四千四百七十五億円、二一・九%の増加となり、おおむね前年度程度の増加率を確保することとなったのであります。

また、昭和四十七年度の普通交付税の算定にあたっては、地方財政計画の策定方針に即応して長期的見地から社会資本の計画的な整備を促進することともに、最近の地域社会の著しい変化に対処する

る生活環境施設の整備及び社会福祉の充実をはかるため、地方交付税の単位費用及び算定方法の改正を行なうほか、地方債を大幅に増額することに伴い、投資的経費の一部を地方債に振りかえることとしたしております。

さらに、沖縄の復帰に伴い、沖縄に対して交付すべき地方交付税の一部に充てるため、昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度においても臨時沖縄特別交付金の制度を設けることとし、また、沖縄県及び沖縄県内の市町村に対して交付する普通交付税の算定上必要な経過措置を設けることとしております。

以上が昭和四十七年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(森八三二君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 私は、日本社会党を代表して、昭和四十七年度地方財政計画並びに地方税法改正案について、若干質問をいたします。

いわゆるドルショック、円切り上げ問題を契機にして、産業重点から福祉重点へ、輸出貿易中心の資源配分から公共部門中心のそれへという政策転換は、いまや世論と化しております。政府もまたその必要性を強調してきたところであります。しかるに、この政策転換のなかめである地方自治体の財政状態は一向に変わっていないばかりか、不況のあおりを食ひまして、きびしい財源不足におちいっているものであります。

私は、政府がいま述べた政策転換をほんとうになそうとするのであれば、従来からの積み上げ数値の上にもたまたま数値を積み上げるといふやり方で済むものではなく、地方自主財源の増強という方向でのかんがれた本格的な税財政制度の改定、財源再配分の措置が必要であつたと思うのであります。

す。この点について、まず総理の御所見をお聞きをいたしたいと思ひます。同時に、ごみ戦争、打ち続く公害を前に、総理の地方財政についてのビジョンを伺いたしたいと思います。

次に、超過負担の問題であります。昭和四十七年度地方財政計画においては、投資的経費のうち、国庫補助金を伴わない一般事業費、特別事業費、いわゆる単独事業費についても相当の額を算入したとされております。一般事業費の伸びは二〇・二%、特別事業費の伸びは二四・五%でありますから、財政事情悪化のもとでなるほどと言つてあげたいところではありますが、そこに明確な数値の虚構性があるのであります。現在、地方議会は御存じのとおり、来年度の予算審議に入っておりますが、その内容を一部伝えられるところによつて見ますと、国庫補助、負担金の増大に伴い、地方予算の面において公共事業費が増大をし、また、単独事業費の確保についても相当努力しているところがわかるにいかかわらず、国がみずから国と地方との間における財政秩序を踏みにじつての結果、膨大な超過負担をかかえて単独事業費が有効に本来の目的に沿つて使用され得ない。すなわち、単独事業費が補助事業に食われてしまふという状況であります。もちろん、このような傾向は今日始まつたことではありませんが、来年度は国の補助事業が国債を財源としていること、事業量が膨大なことなどの事情により特に顕著になつていゝのであります。しかも、土地価格に対する政策不在、資材費の値上がりなどを考え合わせますと、超過負担の圧迫はますます増大していくものと思われまふ。昨年末、全国知事会議は、地方超過負担の解消のための補助金改善に関する要望書を提出をいたしました。その中で、なお、二千億円をこえる超過負担があると指摘をしております。中でも、警察行政費補助金にかかわるもの、公立文庫施設整備費補助金にかかわるもの、これがたいへん大きいのであります。この問題について国家公安委員長、文部大臣の所見を

何うと同時に、超過負担解消についての大蔵、自治大臣の考え方を明確にしていきたいと思ひます。

次に、地方債増額に伴う問題であります。昭和四十七年度の政府の地方財政対策におきましては、起債のワケは四千九百億円も増額されており、地方債計画の規模は一兆七千億円という大型計画となっております。この増額分四千九百億円のうち三千五百億円は財源不足対策分であり、すなわち、本来なら地方交付税をもつて付与される財源を削つて、地方債に切りかえた分がこれに含まれてゐるのであります。地方交付税算定における単位費用の据え置き、事業費補正の削減などにより、二千五、六百億円もの金が地方債に切りかえられてゐるということであり、少なうともこの分については、将来国の予算で措置すべきである。現に昭和四十一年度の特別事業債に対しては、後年、償還交付金制度が設けられてゐるのでありますから、この点について大蔵大臣の明確な前向きな答弁を期待をいたしたいと思ひます。

また、増額された起債は、都道府県、大都市を重点に配分されることとなっております。東京都及び大府県、大都市は、税収等が著しく落ち込んでゐるにもかかわらず、一般財源の補てんは皆無にひとしく、都市的投資需要の多くは起債にたよらざるを得ない状況なのであります。これらの地方団体の歳入構成において一般財源割合が低下をし、地方債比率が高まるということは、一体何を意味するものでありましょうか。起債許可権が自治省にある以上、それは地方自治体に対する国の行財政的干渉を深めるということであり、このことは、一昨年、職員ベ・ア問題で起こつた美濃郡都知事に対する自治大臣の干渉に見るまでもなく、ひとしく自治体関係者が不満としてゐるところであります。言うまでもなく、地方自治法二百五十条は、「当分の間の措置として起債許可制度を規定してゐるのであり、」当分の間がいまや二十数年

にならうとしてゐるとき、自治大臣は、直ちにこの条文を削除し、地方自治の本旨にのつた制度を確立すべきであると私は思ひますが、いかがですか。

いま、きびしい住民の監視の中で、自治体が無原則なことをやるような状態には置かれてゐません。しかも、金融市場においては資金がだぶつてゐます。こうした中で、地方自治体は、自由に借金する権利さえ与えられてゐないといふことは、たいへんおかしい話であり、総理のこの点についての率直な御意見を承りたいのであります。

次に、地方税法の改正案に関連してお尋ねいたします。昭和四十六年七月税制調査会の「長期税制のあり方」についての答申は、「法人税の負担水準を見つめ、昭和三十年代に比べて必ずしも高くないとは言えない実情にある。今後、わが国の経済が相應の成長を続けるとした場合、法人税については、税体系上少なくとも従来と同じ役割を期待すべきものと考える」と述べ、法人税の増強を示唆しております。資源配分を、公共投資、特に社会福祉に重点的に行なうという政策転換の要請の中で、いまこそ法人税を増強し、その分を住民税法人税割りに回すべきだと考えます。わが党は、道府県民税法人割りの標準税率百分の五・八を百分の八に、市町村民税法人割りの税率百分の九・一を百分の一五に引き上げるべきだといふ考え方を持っておりますが、この点について自治大臣はどのようにお考えになつておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

総理、冒頭述べましたように、あなたがほんとうに産業中心から福祉中心、という政策転換を行なうといふのであるならば、なぜ法人税を増強し、それを住民税に回すといふ具体的措置をおとりにならぬのか。そうでもしない限り、産業投資需要に若干でも抵抗することはできません。円の再切り上げという事態になるであらうといふ

ことを、私は、ここではつきりと警告をしておきます。それとも、円の再切り上げは絶対にない」と総理は断言をされますか。明確な答弁を求めます。

次に、事業税。今回、二以上の都道府県にまたがって、事務所または事業所を設けて事業を行なつてゐる電気供給業にかかる事業税、その道府県間の案分方法を改定して、発電所所在府県に税配分を厚くし、公害対策費に充てさせようとしてゐるようであり、このことによつて、東京都を中心とした大都市財源が減るのであります。税制調査会の「長期税制のあり方」についての答申も「地方税源とくに都市税源の充実」をうたつてゐるところでもあり、こうした措置をとる以上、何らかの都市税源充実の手段が示されるべきだと思ひますが、自治大臣、お答えをいただきます。電気ガス税については、池田総理以来、佐藤総理も、この場で、私のかつての質問について、悪税であることを認めつつ、しかし、いまだに廃止に至つてゐないことはまことに遺憾であり、それならばせめて、製品単価三割以上のものに對する特例措置ぐらいは廃止すべきではありませんか。電気ガス税を地方財源確保の面から廃止できないのであるならば、それならばいっそ観点を変えて、大口電気使用者は特約料金で、一般家庭より安くするといふ不公平を取り除いて、そこから浮いた分を地方財源に回すか、一般家庭の負担軽減措置に回すか、その点について重ねて自治大臣の御所見を承りますか。

最後に、自治大臣に質問いたします。私は議員生活を始めて三年間、地方財政計画額と実際の決算額との一兆円をこえる開きを地方財政計画の存在理由にまで突き詰めて何回か問題にしてきたつもりであります。これに答えて自治省は確かに若干の改善措置をとつたようであり、しかし自治省が、この問題をまさに官僚的に、計画策定技術上の問題に解消してゐるために、根本にかかわることが直されておらないので

あります。計画額と決算額の開きは相変わらず一兆円をこえたまま、一向に縮まる気配がないのであります。ここに、この問題の根本にかかわることの一つとして、職員定員の扱いをあげることができ、すなわち、地方財政計画は、職員定員について、国の政策に準じ、きつめて形式的に三年間五割減の定員削減を計画に織り込んでゐることであり、しかも、自治体の仕事は現実に御存じのとおりにふえてゐており、したがつて、職員数もふえてゐてゐる。公務員数の増大は、行政改革の荒療治が断行されない限り避けられないといふのが先進諸国の例ではありませんか。行政改革には何ら佐藤内閣は手がつけれないくせに、観念的に、形式的に五割削減などと言つてゐる。これが佐藤内閣であります。それをまたまた形式的に地方財政計画に織り込んでゐるのでありますから、計画と実態とが遊離するのがあるまいかとあります。最近二、三年ごとに行なわれる規模は正と称する数値の置きかえ措置がなかつたならば、一体どういふことになるのでありましょうか。地方財政計画はなくなつてゐるのではないでしうか。すなわち、計画上、清掃関係職員や公害関係職員の数について若干の増加を見込んでも、地方で毎年一万人に近い削減をきつめて機械的に行なつてゐる。したがつて、給与関係経費を中心に、計画と実態は非常な規模で離れることになり、その結果と計画そのものの存在理由が問われるといふので、規模は正といふつじつま合わせをやる。こうしてやつと命脈を保つてゐるのが地方財政計画ではないでしうか。三年間定員五割削減の五割といふ数値にどういふ理論的根拠があると言われるのでしうか。どういふ科学的実態調査が介在してゐると言われるのでしうか。そして、これを機械的に織り込んできた地方財政計画上の数値を、どうして誇らしげに理論数値などと呼ぶことができるのでしうか。氣どつた言ひ方はこの際やめるべきであります。私がここで問題にしたいのは、地方財政計画の

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

策定技術上の形式性や、官僚的に気どった言い方ではもちろんありません。私が真に問題にしているのは、こうしたやり方で行く地方財政計画によって地方自治にワク組みを与えようとする自治省の官僚的意図であります。政治的意図であります。自治大臣、こうしたやり方を改めるつもりはありますか。特に、佐藤内閣になって初めて専門的な知識をお持ちになっている自治大臣の登場でありますから、あなたがこのことをやらなかったならばできないのだと私は思うのであります。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 和田君にお答えをいたします。

地方財政の運営につきましては、長期的な見地から、それぞれの地域の実情に際して、生活関連社会資本の整備や社会福祉の充実など、住民福祉の向上を計画的に進めていくことが大切であります。ごみ戦争その他、公害等についてお述べになりましたとおり、最も大事なことであります。昭和四十七年度の地方財政計画は、このような観点に立って、経済の動向、国及び地方の財政事情、地方財政における後年度の財政負担などを十分考慮しながら、所要の財源措置を織り込んで策定しております。

なお、地方自治体の自主財源の増減につきましては、地方税及び地方財政制度の基本的なあり方との関連におきまして、今後とも地方制度調査会や税制調査会などの御意見を伺い、十分検討してまいりたいと考えております。

ところで、最も経済に關係のある通貨の調整、これが重大なる影響を及ぼす、こういう意味から、円の再切り上げがあるのではないかと、こういうお尋ねがございました。この点について明確に答えろというふうなお話ですが、私は、ただいま国際通貨が調整されたばかりでございます。ずいぶん先走った御議論であると、頭の早い和田君だから、さすがに先を心配していらつしやると、か

ようには思いましたが、政府といたしましては、この際は、かような点について全然考えはございません。これは御心配なしに、ただいまの状態のひとつ御検討願いたいと思っております。

また、地方債の計画等につきましても、これはいろいろ、自治省の許可、こういうようなことで政府が関与するのではないかと、地方自治に介入するのではないかと、こういうような御心配でございますが、それらの点は私も十分注意してまいりたいと、かように思いますが、ただ、国全体として、国の財源は適当にあんばいしていかなくてはならぬ、かように思いますので、その他の点で、いわゆる自治体の自治に介入するということに、十分連絡を緊密にすべきだ、かように私思ひます。その点だけ私からお答えしておきます。

〔国務大臣渡海元三郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(渡海元三郎君) 和田議員にお答えいたします。

御激励を賜りまして、まことにありがとうございます。

地方自治体の超過負担の問題でございますが、いま和田議員御指摘のとおり、この問題は常々地方自治体で問題になっておるところでございます。政府におきましても、さきに四十二年、四十三年にその実情を調査し、四十三年から四十六年に至る間、計画的にその解消をはかってきたところでございますが、その後における物価の上昇、あるいは事業量の増大等によりまして、なお今日多大の超過負担があるものと見込まれております。このため、本年度予算を策定いたしましたときに、大蔵大臣とも協議いたしましたし、特に超過負担を生ずると思われる事項につきまして、詳細に各省協力のもとに調査を行ないまして、その結果を待って、これに対する解消を計画的に実施すべく検討いたすこととしておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

第二に、起債の問題でございますが、地方債を

国務大臣の報告に關する件(昭和四十七年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(趣旨説明)

二〇八

許可制にいたしておりますのは、各公共団体、あるいは国、あるいは民間団体の資金需要の調整をはかること、また、後年度における負担を適度にしないために適正限度を設けること、また、各地方団体ごとに資金配分が公平に行なわれるように許可制度といたしておるものでございます。現在の地方財政の現状にかんがみまして、まだ、これらの許可制度にいたしておりますところの必要がなくなつたとは考えられませんが、直ちにこれを廃止することは困難であると存じます。しかしながら、個々の地方団体に対する起債の許可に對しましては、ワク外債等の運用によりまして、地方自治を阻害するようないふよう十分の配慮を行ないたい。こういうことは、いま総理のお述べになつたとおりでございます。

次に、法人に対する地方税増徴の件でございますが、法人に対する課税につきましては、国が六五%、府県が二八%、市町村が七%、このように、市町村が、非常に伸張性を有する法人課税といふものに対して少ない比率になっております。近時膨大な財政需要を持つております市町村の財源を充実するためにも、この法人課税の増徴につきましても、考えていかなければならないと思っております。昨年八月の地方制度調査会の答申におきましても、このことについて述べられておるところでございます。国と地方の税源の配分、また法人税のあり方等とも関連いたしまして、今後とも御趣旨に沿うよう努力いたしたいと存じております。

次に、事業税の電気供給者に対する問題でございますが、これは、電気供給者の事業の活動をより適正にとらえるために、府県間の配分基準の調整を行なつたものでございますので、御了承を賜わりたいと存じます。

なお、都市財源の充実につきましては、今後とも御趣旨のようにより努力してまいりたいと考えております。

次に、電気ガス税でございますが、電気ガス税

は、消費者の所得ということに着眼いたしました。今日これを課税しておるものでございまして、市町村税の中でも、住民税、固定資産税に次ぐ大きな財源となつておるものでございまして、直ちにこれを廃止することはいかかかと存じております。

大口電気需要者に対する非課税、減免等を整理せよということもございましたが、これは、電気ガス税が消費税であるという性格から、その生産するものが基礎資料であり、しかも、生産コストの中に占める電気料金というものが非常に高いに、国民生活、国民経済に及ぼす悪影響のないように減免措置を実施しておるものでございす。その非課税基準につきましては、毎年、この基準に合わないものは取りやめるといふ方法でこれを整理いたしておりますが、今後ともその方針で進んでまいりたい、かように考えております。

最後に、地方財政計画と決算が一兆円をこしておる、御指摘のとおりでございます。計画額は標準団体に対する計画であり、決算は、その自治体を持つところの地方自治によるものでございまして、必ずしも一致するものではございません。このことは和田議員もお認めになつておるところでございます。また、地方財政計画は年度当初につくられ、補正予算等が行なわれた場合、これを訂正することはいたしておりません。関係で、相当額の開きがございますが、実情に合ふよう、できるだけ計画額と決算額が合うように今後ともつとめてまいりたいと思ひます。

いま、この問題に關しまして、定数管理、人員の關係の御質問がございましたが、地方自治体におきましては職員即事業であるという面が多々ございまして、国の定数の数と地方の定数の数と、そのパーセントが合致するといふふうな形式的なことは考えてはならないと思つております。したがって、必要とするものは増員を今回におきまして認めておるところでございます。しかしながら、

行政効率をあげる、行政コストを下げる、これは国民の強い要望でありまして、地方団体におきましても、簡素合理化で行政能力をあげることは常に心がけねばならないことであらうと考えております。このために、各地方団体におきましても、定数管理の問題を重点的に取り上げて実施していただく、こういう意味で御要望を申し上げておる次第でございます。規模は正等も行なっておりますが、今後とも地方自治体の定数が実情に合うよう措置いたしますことにとめたい、かように考えておる次第でございますので、御了承を賜わりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣中村寅太郎登壇、拍手〕
○国務大臣(中村寅太郎) 和田議員にお答えいたします。

御指摘になりました都道府県の超過負担を解消することにつきましては、常に意を用いておるところでございます。毎年度の予算要求の重点としても取り上げて努力を続けてまいっております。幸い近年におきましては、交通安全施設整備費をはじめ行政費の補助につきましても年々増額を見えており、施設費の補助についても単価の引き上げ等の是正措置がとられてきておりますので、都道府県の超過負担は相当軽減されるものと考えております。

なお、今後とも補助金の単価等につきましても、できる限り実情に即するように努力をしてまいりたいと存じておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣高見三郎登壇、拍手〕

○国務大臣(高見三郎) 和田先生にお答えを申し上げますが、都道府県知事会が出しました超過負担分は、公立文教施設で大体五百六十億程度になっております。これはいまに始まった問題でないことは御承知のとおりで、昭和四十三年から三年間の計画でこの解消に努力してまいりましたが、問題の一番大きな要点は何かと申ししますと、大体私は二つあると思うのであります。一つは基準単価の問題、一つは基準面積の問題、この

二つが一番大きな問題であらうと思うのであります。

そこで、基準単価の問題につきましては、文部省の基本的な標準設計を前提としておりますことは間違いないと思いますが、近時の建築の進歩によりまして、このままではいけないというところで、今年度、昭和四十七年度におきましては七割の増額をいたしました。いたしましたが、なおかつ七割の増額では、これが超過負担の解消に大きく役立つとは考えておりません。なお、したがって、これは引き続きやってやらなければならない問題であると考えております。同時に、基準面積につきましても、学校別にこの増大をはかつていこうという考えのもとに、今年度、四十七年度におきましては、特に特殊教育の諸学校について基準面積を増大するようにしておりますのであります。ただ問題は、私は、都道府県知事会の御調査をそのまま受け入れるというわけにもまいりません。問題は、大蔵省、自治省で、今年度、昭和四十七年度に正確な調査を御計画になっておるようでありまして、したがって、この調査に基づきまして、一ぺんにはできませんが、年を追うて格差解消のために努力をいたしたいと、かように考えておるということを御了承いただきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男) 地方財政の問題について御質問にお答えいたします。

衆議院でも申し上げましたが、これは地方財政においていわれる八千億円の歳入欠陥ありとまでいわれておいて、地方財政問題が非常に心配されておった年でございますので、私は、この問題を先に解決しないと国の予算編成に取りかかれないうというのを心配いたしました。今年度は一番先に地方財政問題と取り組んだつもりでございます。そのために、最後は一千億円以上に及ぶ国の一般会計の負担、そのほかのいろいろな対策をすることによって、住民税の減税も可能となり、また

地方行政水準も落とさずに済む、無事に切り抜けてきたというところは非常によかったことと思っております。和田さんから自治大臣と大蔵大臣、この点はあのむずかしい問題をよくやられたとほめられるかと思つて参りましたら、だいたいおこられました。要するに、国がやはり負担すべきものは負担する、助成すべきものは助成する。同時に、地方財政自身において解決すべきものは解決する、という筋を立てた財政対策が必要であり、国と地方は今後いともそういふ歩調を同じくして、協同して財政運営に当たらるべきものだと考えております。そういう意味から申し上げますと、今年度増額をはかった地方債は、言うまでもなく建設事業の地方負担に充てるものでございまして、いままでの地方債と性質が変つたものではございません。したがって、国においては将来の国税収入をもつて国債の償還を行なうという方針をとる以上、地方におきましても地方税収によつて今後の元利を償還するといふたてまえを当然とすべきものでございまして、この点について国として特別の措置を講ずることにはいたしません。しかしながら、地方債に対しては充當する政府資金の増額というより、ことには特別に今度は留意いたしたし、また地方債を具体的に配分する場合にも、地方交付税の配分との関係をも十分考え、また財政をしっかりと配分するよう配慮しておりますので、今度の措置が地方団体の後年度において非常に財政負担を特に過重にしたというようなことには私にはならないのじゃないかと考えております。したがって、今後、いまお尋ねのこの地方債のふた部分に対しては国が負担するとかいうようなことは、これはいたしません。そのほかの問題においては、国が地方に対して援助すべきものは、筋の立ったものなら援助するといふ方向で地方財政に貢献したいと考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(森八三二君) 上林繁次郎君。

〔上林繁次郎君登壇、拍手〕

○上林繁次郎君 私私は公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました昭和四十七年度地方財政計画及び地方税法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問を行なうものであります。

かつて総理は、七〇年代は内政の年と言われましたが、はや二年にして内政充実の根本である地方財政は重大なピンチに立たされているのであります。地方財政は昨年後半から景気後退の影響を受けて、税収の伸びが鈍化し、このままでは四十七年度の財源不足額は一兆円に達するといわれておりました。一般会計からの臨時特例交付金の繰り入れ、資金運用部資金からの借り入れ金、地方債の増発等により約八千億円の財源確保がされ、一応そのていさいを保つことができたのであります。が、昨年後半以降のわが国の経済不況は、去る昭和四十一年当時の不況とは、その内容において大きな隔たりがあり、その実態はきわめて深刻であります。また、一面では行き過ぎた高度経済成長のひずみを是正するための偏重行政の強化が要求され、その財政需要はますます増大することが予想されるのであります。このような実情の中で、借金中心の財政対策で地方財政の健全な発展と基礎強化がはたしてはかれるかどうか、はなはだ疑問であります。

地方財政の問題解決のめざすは、豊富な一般財源の確保とともに、財政の独立性の強化が必要であります。このような観点から、私は、健全な地方財政の確立のために、まず、地方交付税率の引き上げ、国税の地方への移管等によって、地方団体の一般財源の強化をはかり、また、地方交付税制度における特別会計直入方式を確立すべきものと考えております。この点について、総理の明確なる答弁を願うものであります。

質問の第二は、地方債の増発について、大蔵、自治大臣に伺います。

昭和四十七年三月十五日 参議院会議録第七号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十七年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(趣旨説明)

二二〇

四十七年度の地方財政計画によると、地方債は前年に比べて二倍の伸び率を示しております。また、計画外のいわゆるワケ外債の発行も、税収停滞の影響を受け、一段と増発されることも予想されるのであつて、三千三百余の地方公共団体には、それぞれ財政力において大きな格差があり、中には、起債の償還能力も低く、地方債の大幅増加がたちまち財政圧迫の要因となる自治体も少なくありません。したがつて、このような政府の地方債の増発計画は、必ず将来において、行政需要の削減あるいは行政サービスの低下をもたらし、結局は、超過課税の実施などの増税措置により償還する以外になく、これが住民の負担をますます増大させる原因ともなり、これでは、かえつて福祉への逆行という以外ありません。かつて三十年代の初めには、地方債の累増によつて地方財政を極度に悪化させ、赤字再建団体を数多く出したといういきさつがありました。これらの苦い経験

を踏まえた上で、私は地方債に対する政府の考え方をただしてみたいと思います。

その第一点は、一般会計債の増発については、おのずから適当規模があり、猶どめが必要であると思われるが、この点についてどのように考えておられるか。

第二点は、今回の地方債の増発は、国の景気浮揚策にこたえるためのものであり、当然、増発分の償還については、国の責任において措置すべきものと考えてるが、この点どうか。

第三点は、財政力の弱い地方公共団体に対しては、良質な資金を供給するため、低下しつつある財政投融資資金計画上の政府資金における地方債の割合を改善する考えはないかどうか。大蔵並びに自治大臣にお尋ねいたします。

質問の第三は、地方財政における超過負担の解消についてであります。各方面においてこれが地方財政運営上重大な影響があるとして、国会においてもたびたび論議されてきたのでありますが、その結果、昭和四十三年度予算編成の際に、地方財政対策の最終段階において、当時の水田蔵相と赤澤自治相との間に、四十六年度を目途として超過負担解消についての覚え書きが取りかわされたのであります。この事実、政府が超過負担がいかに地方財政を圧迫してきたかを認めたものであり、したがつて、今後政府は地方行政の健全な運営を期するために十分な措置をとらなければなりません。特に、四十七年度地方財政計画は景気浮揚のための大型のもので、そのため、これを受けて立つ地方自治体の超過負担はますます増大することは必然であります。それにもかかわらず、地方財政計画の中には、これに対する予算措置は何一つとして講じられていないのであります。政府はこれで四十七年度の拡大された公共事業の推進をはかれると考えておられるのかどうか。なお水田蔵相は、地方団体が超過負担をするだけの自主財源を備えていると考えておられるのかどうか。この点を正確にとらえて適切な措置を講じ

なければ、景気浮揚策のための公共事業の推進が挫折して、景気浮揚策の効果は半減あるいは失敗するおそれがあると思うが、この点を総理はどうとらえておられるのか、その所見を伺いたいと思います。

質問の第四は、農地の宅地並み課税について伺います。

昨年可決された地方税法の改正は、まさに農家の締め出し政策であり、このため市町村は大きな混乱を生じております。そのあらわれとして、現在、各地方公共団体においては条例をめぐつて、可決、否決、やり直し、見送りというように全く意見が対立し、法のもとに統一された結論を見出すことができないのが実情であります。このような混乱を生ぜしめた最大の原因は、政府の法律施行にあつたつての情勢判断の誤り、甘さからであります。自治大臣は、このような憂うべき事態に對し、今後どのように指導し対処していくのか。

また、このような朝令暮改的な政治のあり方は、国民の政治に対する不信感をますます助長させるものであり、その責任は重大であります。総理は、このような地方自治体の混乱をどのように感じておられるか、明快にお答えをいただきたいと思ひます。

質問の最後は、土地の先行取得についてであります。

公共事業の実施にあたり、その隘路になつてい

あつては、地価対策を含む適切な行政、立法上の措置等が必要であるにもかかわらず、それに対する十分な対策が行なわれておらず、これが現在の地価の高騰を招き、ひいては公共用地の取得をますます困難にしております。

このような見地から私は大蔵大臣にお伺ひしたいのでありますが、その一点は、政府は、地方公共団体に公共用地の先行取得を奨励しておりますが、実情は、地価の暴騰により、貧弱な地方財政では先行取得は不可能であります。したがつて、政府の土地先行取得に対する考え方は矛盾であり、実情にそぐわないものであると考えるのであります。いかがでしようか。

第二点は、土地先行取得の目的をもつて、政府は今国会に公有地の拡大の推進に関する法律案を提出しようとしておりますが、これは地方自治体において推進できなかった公共用地の先行取得を目的としたものであり、この法律の施行によつて土地開発公社が設立された場合、公共用地の先行取得が容易になると考えておられるか、この点について自治大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

質問の第三点は、租税特別措置について、収用等の場合の譲渡所得に対する特別控除額の引き上げ及び適用範囲の拡大をはかる考えがあるかどうか、以上をお尋ねいたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 上林君にお答えをいたします。

上林君から、地方交付税率を引き上げてはどうか、また、国税を地方に移したらどうか、こういうような御意見がありました。交付税率につきましても、地方財政の安定性の見地からみだりに変更すべきでないとの考えのもとに、昭和四十一年度以来その税率を維持して今日に至ったものであります。政府といたしましては、さしあたってその改訂は考えておりません。

なお、四十一年度に交付税率が国税三税の三二%に定められて以来、その後の経済成長に伴って毎年二〇%以上の伸びを示し、地方財政の体質改善に寄与してきていることを申し上げておきます。

また、明年度の地方財政対策といたしましては、現在の景気停滞はいわば一時的なものと考えられるので、交付税率の引き上げによらず、当面の対策として特例交付金等によって措置することとしたものであります。

さらに今後の問題として、交付税率のあり方など地方税及び地方財政制度の基本的な問題につきましても、今後、地方制度調査会、税制調査会などの御意見も伺い、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に上林君から、国と地方の税源の再分配を行ない、地方公共団体の自主財源を充実したらどうか、この御意見がありました。現在のように地

域間の経済力に格差があり課税対象の偏在が見られる一方、地方の行政にそれぞれの財政力のいかんにかかわらず一定の水準の確保が強く要請されていることから見ると、その行政に必要な財源のすべてを地方税のみによって措置することは困難であります。国・地方を通ずる財源配分の問題は、国税・地方税を通ずる適正な租税負担のあり方、国・地方における適切な財源調達の方法、国・地方間、地方団体相互間の行政事務の配分があり方などに関連しており、これらを総合的に勘案して今後慎重に検討すべき問題であります。

次に、市街化区域内の農地の課税問題につきましては、政府は予定どおり四十七年度から実施することとしております。詳細は自治大臣からお聞き取りをいたしたいと思います。

その他の問題につきましては、それぞれの所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

【国務大臣渡海元三郎君登壇、拍手】
○国務大臣(渡海元三郎君) お答えいたします。

交付税を、特別会計へ国税収納金整理資金から直接繰り入れるようにしてはどうかという御意見でございました。交付税が地方の固有の財源であるということを明確にし、また交付税が国の予算を硬直化しているんだといったような錯覚した議論、無用の交付税に関するところの論争をなくするためにも、私たちが直接交付税特別会計へ繰り入れることをかねがね主張しているところでございまして、今後とも国庫当局とよく連絡いたし

まして、その方向に実現いたしますよう努力いたしたいと考えております。

地方債の発行を無制限にしてはならない、こういうこと、ごもっともでございまして、十分注意せなければならぬと思っております。このためにも地方債計画におきましては、将来の地方財政におけるところの後年度負担というものを過酷にならぬように、過重にならぬように考えながら策定させていただいたような次第でございまして、特に個々の地方団体に対する許可にあたりましては、その地方団体の財政力、財政規模、これらを勘案いたしまして、後年度において過重な負担とならぬようきめこまかく措置してまいりたい、かように考えておるような次第でございまして、国の責任ではないかということではございしましたが、御承知のとおり、一般地方財政対策といたしまして、国のほうからも地方交付税に年度限りの特例交付金として一千億円あり、また借入れ金として千六百億、沖繩に対して三百六十五億というふうな措置も講じていただき、地方交付税は例年度の伸びどおり二〇%以上の伸長率を示しております。一方、公共投資が必要とするものが多大になつてまいりましたが、地方税の伸びが小さいものでございます。また、地方公共事業そのものは、本来自治体が行なわねばならぬ社会資本の充実ということでもございまして、これらの事業は後年度に対する住民の利益にもなることとござい

たという次第でございまして、御了承賜わりたいと思います。

なお、将来のことも考え、そのためには政府資金を充実せねばならないことはこれは当然でございまして、今回の地方債計画におきましても、政府資金九千六百億と、昨年度に比べまして三千億余り増額いたしております。地方債計画の中の政府資金の伸びは四八%でございまして、財政投融資の中における政府資金の伸び三三・二%と比べますと、大幅に地方債計画の中で政府資金が伸びておることになりますので、この点もあわせ御了承を賜わりたいと存じておる次第でござい

次に、超過負担の件でございしますが、ただいまも和議議員に答えていただいたとおりでございまして、計画的に解消を行なつてまいりましたが、近時、価格の上昇あるいは事業量の増大等によりまして、なお多額の超過負担のあることは事実でございまして、関係各省庁と協議の上、実情を調査いたしまして、その結果に基づき適切な処置をいたしたいと考えておりますので、御了承賜わりたいと存じます。

市街化農地の問題でございしますが、この法制化は先ほど来答弁させていただいたとおりでございまして、実情に即した措置をきめこまかくやつてまいりたいと考えておりますが、御指摘のとおり、各種農業団体からの反対意見もあり、また、地方議会におきましても八五%は条例を制定いた

昭和四十七年三月十五日 参議院會議録第七号

しておりますが、その他の町村において、いま上林議員御指摘のような状態にあることは事実でございます。これらの反対意見、問題点を整理しながら、四十七年度から予定方針どおり実施いたしますが、これらの問題点に対して実情に合った措置ができませんよう適切な実施をしていくために慎重なる態度で臨みたいと、かように考えております。

次に、土地の先行取得の件でございますが、地方財政が苦しいために公有土地の先行取得もできないのではないかという御意見でございましたが、土地の先行取得は重要なことでございますので、今年も、従来から積み立てております土地開発基金の運用、また先行取得債あるいは水田買い上げ債の活用等によりまして土地取得をぜひとも充実していきたい。このために公有地拡大の推進に対する法案も提出いたしておりますが、これらの運用によりまして、ぜひとも推進をはかってまいりたいと考えております。

土地開発公社の件でございますが、この法律案によりまして、従来ありました地方的な土地開発公社を公法人に切りかえることによりまして、民間資金の導入あるいは助成措置も講じまして、その活動を活性化することによりまして、ぜひとも推進に当たりたい、かように考えておる次第でございます。

なお、この点に關し、租税特別措置法におきまして、従来ありました学校に対する千二百万円のみ

國務大臣の報告に關する件(昭和四十七年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(趣旨説明) 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

控除と同様に、今回は対象ワケを広げまして、幼稚園、保育所、あるいは廃棄物の処理施設等につきましても、その対象を拡大するような法案を提出していただいておりますので、御了承願わりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 超過負担の問題について四十七年度は何も手当てがなされていない、

こういうことで多額の公共事業が推進できると考えておるかという御質問でございましたが、これは間違いでございます。四十七年度の予算におきましては、現行の補助単価あるいは対象事業の範囲というふうなものにつきまして、その後の情勢の変動を見まして、実情に即するように、補助金等所要の改正をいたして、是正措置を講じております。たとえば公民館におきますれば一四・九％アップ、あるいは屋内プールが五〇％、国民の体育館は二倍以上、小中学の施設が一四％、中学校の設備が二・三％とか、こういうふうにならずと補助単価も是正いたしまして、総額、事業費において三百八十二億、国費で百六十五億という超過負担の解消ということを、すでに本年度の予算においてもやっておりますと同時に、先ほどお話がありましたように、今年度自治省との調査によつてこの問題の解決をはかるという措置も講ずるつもりでございますので、今年度予算に何も出ていないというお話は間違いであるということだけお答えいたします。

○副議長(森八三三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(森八三三君) 日程第五 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長高橋雄之助君。

審査報告書

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月十四日

農林水産委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に關する措置等を昭和五十年三

月三十一日までに提出されるものについて行なうことができるようその期限を延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため特に費用を要しない。なお、過去における実績から推計すると一合併組合当たりの租税の減免額は、約百九十万円である。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十七年三月十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

法律

農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合

の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約百九十万円である。

〔高橋雄之助君登壇、拍手〕

○高橋雄之助君 ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出の農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

本法律案は、農業協同組合の合併の促進をはかる必要性がなお存続しておる実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の都道府県知事に対する認定請求を昭和五十年三月三十一日まで行なうことができるように期限を延長するとともに、計画認定を受けた農業協同組合に対しては、従前の例により法人税及び登録免許税等の特例措置が実施できるようのものであります。

委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、農協合併の進捗状況、大型農協の問題と米の生産調整等による農協経営への影響等について質疑が行なわれ、討論もなく採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
河野	謙三君	森	八三一君	塩田	啓典君
喜屋武	眞榮君	山田	勇君	藤原	房雄君
青島	幸男君	藤井	恒男君	中尾	辰義君
柴田	利右門君	上林	繁次郎君	三木	忠雄君
松下	正寿君	亀井	善彰君	柏原	ヤス君
中沢伊	登子君	川上	為治君	中村	登美君
矢追	秀彦君	阿部	憲一君	萩原	幽香子君
峯山	昭範君	田淵	哲也君	川野	辺 静君
河本	嘉久蔵君	河本	嘉久蔵君	河本	嘉久蔵君
金井	元彦君	岩本	政一君	長屋	茂君
山本	敏三郎君	山崎	竜男君	中津井	真君
久保田	藤麿君	鹿島	俊雄君	玉置	和郎君
橘	直治君	大森	久司君	吉武	恵市君
塚田	十一郎君	前田	佳都男君	大竹	平八郎君
堀見	俊二君	追水	久常君	増原	恵吉君
林田	悠紀夫君	伊部	真君	今泉	正二君
稲嶺	一郎君	初村	瀧一郎君	竹田	現照君
山内	一郎君	宮崎	正雄君	沢田	政治君
柳田	桃太郎君	松井	誠君	野々山	一三君
堀木	又三君	若林	正武君	増田	盛君
渡辺	一太郎君	高田	浩運君	寺本	広作君
園田	清充君	植木	光教君	町村	金五君
高橋	文五郎君	岡本	悟君	大谷	藤之助君
小笠	公韶君	柴田	栄君	平井	太郎君
西田	信一君	斎藤	昇君	船田	讓君
田	英夫君	嶋崎	均君	工藤	良平君
星野	重次君	戸田	菊雄君	山本	茂一郎君
柳田	桃太郎君	松井	誠君	野々山	一三君

[illegible]

社会労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を修正した旨の通知書を受領した。

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月六日任期満了による再任) 佐藤 達夫

同日内閣総理大臣から議長宛、高等海難審判庁長官早川典夫君(去る三日議長承認)を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る八日委員会において当選した理事は左の通りである。

決算委員会

理事 塚田 大願君 (渡辺武君の補欠)

物価等対策特別委員会

理事 片岡 勝治君 (竹田四郎君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村重光君外八名提出)

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

同 稲嶺 一郎君 喜屋武眞榮君

運輸委員

同 藤田 正明君 野末 和彦君

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

同 藤田 正明君 野末 和彦君

運輸委員

同 稲嶺 一郎君 喜屋武眞榮君

建設委員

同日外務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 森 元治郎君 (西村関一君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

左の議案を委員会に付託した。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、沖繩総合事務局の事務所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、食糧事務所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十六年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る六日付をもつて人事院總裁佐藤達夫君は任期満了により退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

警察庁刑事局保安部長 本庄 務君

行政管理庁長官官房審議官 大田 宗利君

防衛施設庁総務部調停官 銅崎 富司君

環境庁長官官房審議官 鷲巢 英策君

法務大臣官房司 貞家 克巳君

法法制調査部長 龜崎 巧君

外務省条約局外務参事官 加川 隆明君

外務省情報文化 局文化事業部長 前田多良夫君

大蔵大臣官房審議官 中橋敬次郎君

同 大蔵省理財局長 小幡 琢也君

大蔵省國際金融局長 林 大造君

文部大臣官房審議官 奥田 真丈君

厚生大臣官房審議官 曾根田郁夫君

同 信澤 清君

同 江間 時彦君

厚生省医務局長 横田 陽吉君

農林大臣官房技術審議官 遠藤 寛二君

農林大臣官房参事官 大河原 太一郎君

通商産業大臣官房参事官 増田 実君

通商産業大臣官房審議官 飯塚 史郎君

通商産業省企業局参事官 田中 芳秋君

通商産業省鉱山 石炭局石炭部長 青木 慎三君

運輸大臣官房審議官 見坊 力男君

運輸省鉄道監督 局固有鉄道部長 秋富 公正君

運輸省鉄道監督 局民営鉄道部長 中村 大造君

運輸省航空局監理部長 住田 正二君	た。	公害対策特別委員 工藤 良平君	沖縄及び北方問題に關する特別委員 栗林 卓司君
運輸省航空局技術部長 金井 洋君	科学技術振興対策特別委員 中村 利次君	同 中村 波男君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
労働省労働基準局長 北川 俊夫君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
労働省職業安定局審議官 中原 晃君	科学技術振興対策特別委員 向井 長年君	地方行政委員 和田 静夫君	沖繩及び北方問題に關する特別委員 松下 正寿君
労働省職業安定局失業対策部長 桑原 敬一君	同日委員会において当選した理事は左の通りである。	大蔵委員 吉田忠三郎君	同日法務委員会において当選した理事は左の通りである。
建設大臣官房審議官 小林 忠雄君	農林水産委員会 理事 中村 波男君(村田秀三君の補欠)	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
建設省河川局次長 川田 陽吉君	科学技術振興対策特別委員会 理事 辻 一彦君(大矢正君の補欠)	地方行政委員 吉田忠三郎君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
自治大臣官房参事官 立田 清士君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。	大蔵委員 和田 静夫君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
自治省行政局公務員部長 林 忠雄君	農林水産委員会 理事 中村 波男君(村田秀三君の補欠)	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
自治省行政局選挙部長 山本 悟君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	公害対策特別委員 工藤 良平君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁刑事局保安部長本庄務君外三十五名(同日議長承認)を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同 中村 波男君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	公害対策特別委員 吉田忠三郎君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
大蔵委員 原田 立君	失業保険法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出) 社会労働委員会に付託	同 占部 秀男君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
商工委員 鈴木 一弘君	農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同 山田 徹一君	農林水産委員会に付託	公害対策特別委員 占部 秀男君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
通信委員 中尾 辰義君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	地方行政委員 吉田忠三郎君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	大蔵委員 和田 静夫君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
大蔵委員 鈴木 一弘君	公害対策特別委員 占部 秀男君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
商工委員 原田 立君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	地方行政委員 吉田忠三郎君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同 中尾 辰義君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	大蔵委員 和田 静夫君	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
通信委員 山田 徹一君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。

第一号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

五 四 終わり
シ 四 五 開放

解放

五 四 一 二 五
六 六 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

あなたは

三 三 四 自治地方

地方自治

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

一 八 一 終わり
二 八 二 方法なのは

方法なのか

第四号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

一 三 二 終わり
三 三 三 実行です、

実行です。

二 三 二 九 立方化

立法化

一 四 一 二 御質問

御質問

第六号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

一 七 三 終わり
四 三 三 適応

適合

二 七 四 六 したと

したとも

一 七 一 二 解釈を

解釈をしたり

二 七 三 三 推測

冷静に推測

一 七 六 六 哲学

哲学など

一 七 四 八 いる

くる

一 七 四 終わり
八 八 八 爆弾は

爆弾が

一 三 二 五 日本で

日本が

昭和四十七年三月十五日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四一一(大代)